

古市遺跡群 XXXIV

羽曳野市埋蔵文化財調査報告書 71

2013

羽曳野市教育委員会

古市遺跡群 XXXIV

羽曳野市埋蔵文化財調査報告書 71

2013

羽曳野市教育委員会

序

大阪府の東南部に位置する羽曳野市は、金剛、葛城の山並みを仰ぎ、石川がゆるやかに流れる、水と緑に恵まれた自然豊かなところです。このような自然環境は太古の昔から人々の暮らしや文化を育み、数多くの歴史的遺産として今日に受け継がれています。本市ではこれらの豊かな自然や歴史的遺産を活かし、「人・時をつなぐ・安心・健康・躍動都市 はびきの」を市の将来像と定め、まちづくりを進めています。

本冊は、国庫補助事業として実施した市内に所在する埋蔵文化財の発掘調査の成果を報告するものです。西琳寺跡の調査では、奈良時代の土坑を検出し、まとまった量の遺物が出土しました。また誉田白鳥遺跡では、古墳時代の掘立柱建物を検出し、周辺に掘立柱建物が広がる様相を確認するなどの調査成果を収めました。

調査の実施にあたり、土地所有者をはじめとする関係者の方々、関係各機関のご協力を賜りましたことに深く感謝いたしますとともに、今後とも文化財保護にご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年3月
羽曳野市教育委員会
教育長 藤田 博誠

目 次

序

例言

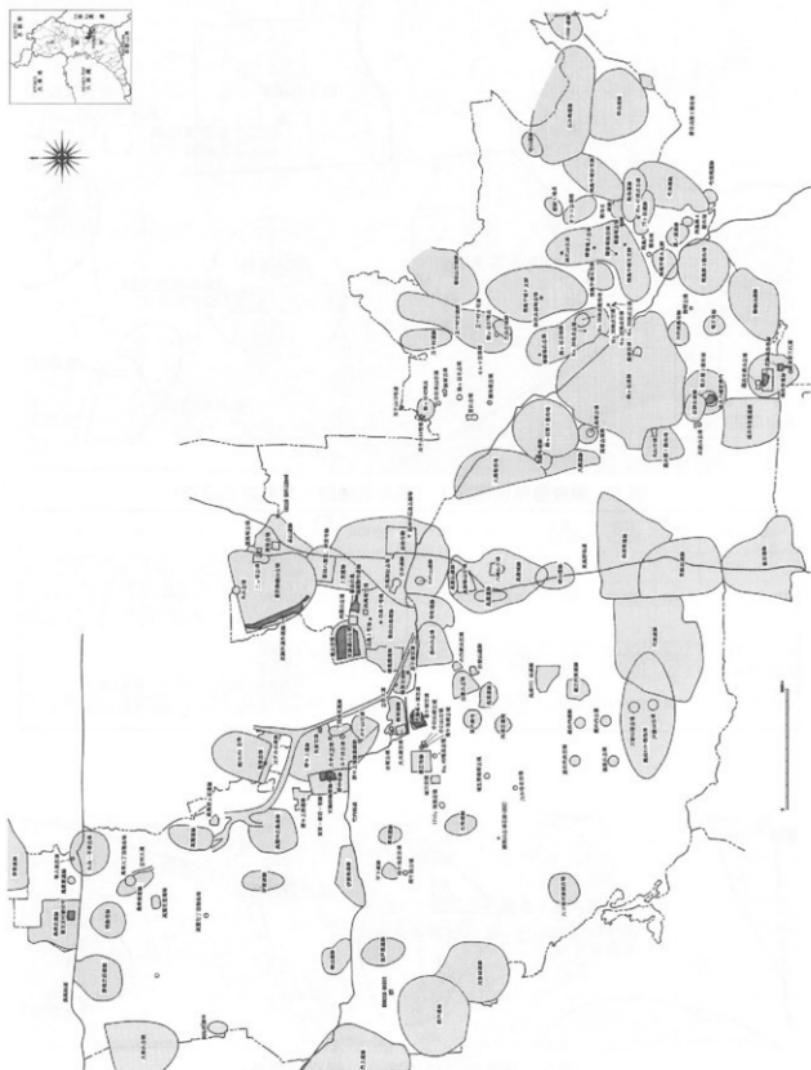
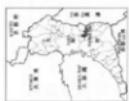
羽曳野市埋蔵文化財分布図	1
調査位置および調査概要一覧	2
通法寺跡	9
高屋城跡	29
郡戸東遺跡	31
恵我之荘遺跡	33
古市遺跡・西琳寺跡	38
古市遺跡	44
誉田御廟山古墳	47
誉田白鳥遺跡	51

報告書抄録

写真図版

例 言

1. 本書は平成24年度に羽曳野市教育委員会が国庫補助事業として計画、実施した羽曳野市内遺跡の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は本市教育委員会生涯学習室社会教育課歴史文化推進室職員を担当者として、平成24年4月1日に着手し、平成25年3月31日をもって終了した。ただし、本書は作成の都合により平成23年10月1日から平成24年9月30までの間に実施した調査について収録した。通法寺跡は河内一浩、高屋城跡、郡戸東遺跡、恵我之荘遺跡(11-04)は井原稔、古市遺跡、恵我之荘遺跡(12-02)、古市遺跡・西琳寺跡は高野学、誉田御廟山古墳、誉田白鳥遺跡は吉澤則男が調査を担当した。
3. 発掘調査等において、ご指導、ご協力を頂いた方々や関係機関は次のとおりである。記して感謝の意を表したい。(敬称略、順不同)。
文化庁、宮内庁書陵部古市陵墓監区事務所、大阪府教育委員会、土地所有者、工事主体者および関係者
4. 本書で使用する調査位置図等に使用する地図は、地形、工作物等の概略を示すもので、土地境界、建物位置などを厳密に示すものではない。
5. 遺構写真の一部と出土遺物の写真撮影は、有限会社阿南写真工房による。
6. 本書作成には社会教育課歴史文化推進室職員があたり、編集を井原 稔が行った。



市内遺跡分布図

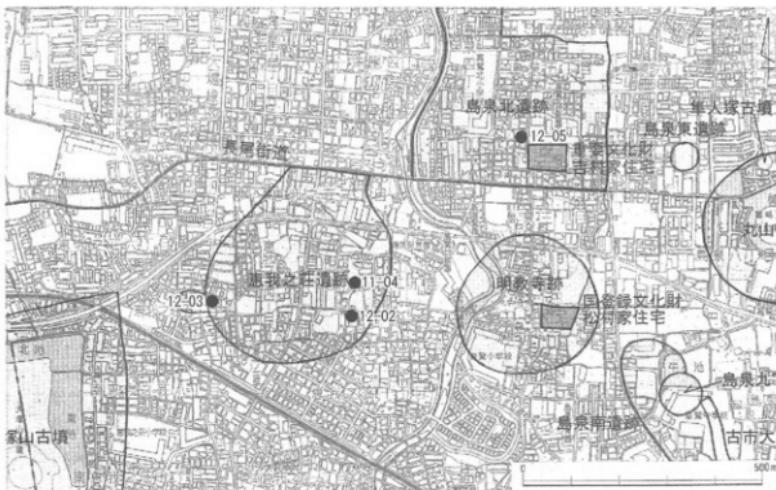


図1 調査箇所位置図1（島泉北遺跡・恵我之莊遺跡）

遺跡名称	調査番号	調査開始日	調査終了日	所在地	調査原因	調査面積(m ²)	調査成績
島泉北遺跡	12-05	H24.7.6	H24.7.6	島泉5丁目270-12	個人住宅	10.0	申請地内に調査区を2ヶ所設定し、重機掘削を行う。現地表面から0.4m掘り下げる。盛土(0.2~0.3m)、耕土(0.1~0.2m)、灰褐色粘質土の遺物(瓦含層)へと被覆。瓦含層からは少量の遺物が出土したが、遺物はなかった。また基礎の設置(0.1m)も確認する。より深い部分まであたるため、基礎は耕土内にあさまるため支撑なし。
恵我之莊遺跡	11-04	H24.1.24	H24.1.27	恵我之莊2丁目90-12	個人住宅	24.2	木骨構造
恵我之莊遺跡	12-02	H24.7.10	H24.7.23	恵我之莊2丁目117-1	個人住宅	34.6	木骨構造
恵我之莊遺跡	12-03	H24.8.17	H24.8.17	恵我之莊5丁目273-1の一部	個人住宅	5.0	申請地内に調査区を設定し、重機掘削後、人力にて精査を行い、執筆した。現地表面から0.3m掘り下げるが、全て盛土であり、遺物・遺物は確認できなかつた。



図2 調査箇所位置図2（郡戸東遺跡）

遺跡名称	調査番号	調査開始日	調査終了日	所在地	調査原因	調査面積(m ²)	調査成績
郡戸東遺跡	12-01	H24.8.6	H24.8.8	郡戸399-8	個人住宅	21.0	木骨構造

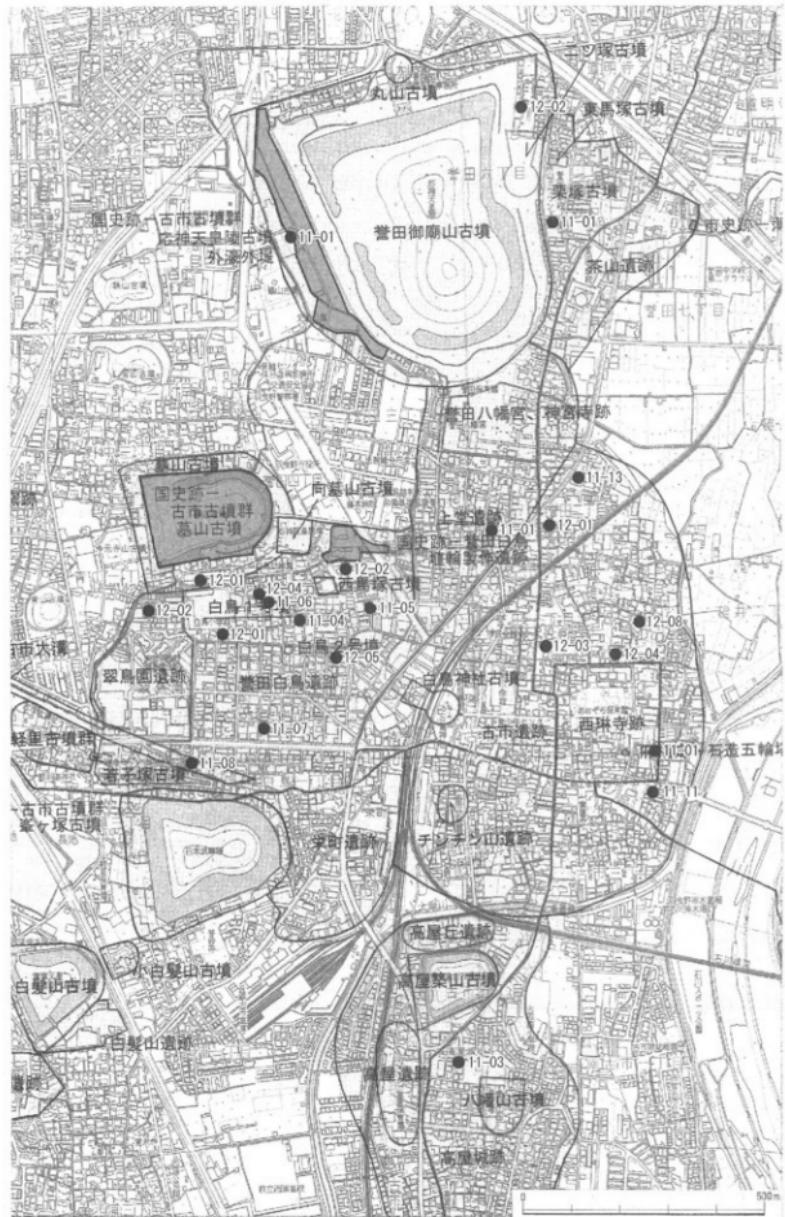


図3 調査箇所位置図3 (菅原御廟山古墳・茶山遺跡・古市遺跡・古市遺跡・西琳寺跡・上堂遺跡・
墓山古墳・菅田白鳥遺跡・翠鳥園遺跡・前の山古墳・高屋築山古墳・古市大溝)

遺跡名称	調査番号	調査開始日	調査終了日	所在地	調査原因	調査面積(m ²)	調査成績
譽田御廟山古墳	11-01	H24.11.1	H24.11.2	譽田5丁目460	確認調査	38.8	本書掲載
譽田御廟山古墳	12-02	H24.7.25	H24.7.25	譽田6丁目589-1、590-7588	個人住宅	6.6	申請場内に調査区を設定し、重機掘削後、人力にて精査を行い、観察した。現地表面から1m掘り下げるが、近年の整地土、盛土であった。遺構・遺物は確認出来なかつた。
茶山遺跡	11-01	H23.10.5	H23.10.5	譽田6丁目613-3	個人住宅	15.0	申請場内に調査区を設定し、重機掘削後、人力にて平面及び断面を精査し確認を行う。辻神陵古墳外濠推定部分は現況から0.7m、その他は0.3m掘り下げた。調査区東側では0.3m下で段丘礫を含む地山層に到達した。外濠推定部分は0.7mのところで西側への落ち込みを確認した。その他の遺構は見つからず、遺物も土師器の小片が数点出土したのみであった。
譽田白鳥遺跡	11-04	H23.12.26	H23.12.26	白鳥3丁目231-73、-74	個人住宅	4.2	申請場内に調査区を2ヶ所設定し、重機掘削を行った。両調査区とも現地表面から約4m掘り下げたが、すべて近年の盛土であった。遺構・遺物は確認できなかつた。
譽田白鳥遺跡	11-05	H24.2.13	H24.2.13	白鳥3丁目247-16	個人住宅	5.0	申請場内に調査区を設定し、重機掘削後、観察を行う。現地表面から約0.4m掘り下げるが、全て近年の盛土であり、遺構・遺物は確認できなかつた。
譽田白鳥遺跡	11-06	H24.2.21	H24.2.21	白鳥3丁目7-2	個人住宅	6.0	申請場内に調査区を2ヶ所設定し重機掘削を行う。第1調査区は現況より0.5m、第2調査区は1.1m掘り下げた。上面は厚い近年の盛土(0.7m)があり、耕土、黄青色粘土と続く。遺構・遺物は確認できなかつた。
譽田白鳥遺跡	11-07	H24.2.24	H24.2.24	白鳥2丁目315-3の一部	個人住宅	6.0	申請場内に調査区を設定し、重機掘削後、人力にて精査を行い確認した。現地表面から0.3~0.4m掘り下げるが、耕土の下層は黄灰色泥砂粘質土であり、遺構は確認出来なかつたが、遺物は少量出土した。
譽田白鳥遺跡	12-01	H24.4.27	H24.4.27	白鳥3丁目332-48	個人住宅	9.0	申請場内に調査区を2ヶ所設定し、重機掘削を行った。現地表面から0.4~0.5m掘り下げるが、上層は近年の整地層、黄赤色粘質土(マンガニン含む)、黄灰色粘質土灰色粘土となる。須恵器が1点出土したが、遺構は確認できなかつた。
譽田白鳥遺跡	12-02	H24.6.25	H24.6.25	白鳥3丁目256-5の一部	個人住宅	6.0	申請場内に調査区を2ヶ所設定し、重機掘削後、精査し観察を行う。現地表面から0.4~0.8m掘り下げる。第1調査区は0.4m掘り下げ、全て近年の盛土、第2調査区では新しい井戸を検出したが、遺物はなかった。
譽田白鳥遺跡	12-04	H24.7.17	H24.7.17	白鳥3丁目192-5の一部	個人住宅	7.7	調査区2ヶ所を設定し、重機掘削の後に断面及び平面を精査した。基壠掘削が、現地表面下約0.5mであるため、この深さまで掘削を行つた。いずれも、全て宅地造成土及び既存建物基礎底土のみで、遺構及び遺物包含層は認められなかつた。
譽田白鳥遺跡	12-05	H24.8.23	H24.10.3	白鳥2丁目217-3	個人住宅	72.6	本書掲載

遺跡名称	調査番号	調査開始日	調査終了日	所 在 地	調査原因	調査面積 (m ²)	調査成績
譽田白鳥遺跡・古市大溝	11-08	H24.3.8	H24.3.8	白鳥1丁目 268-11の一部	個人住宅	0.0	事前着工により指導を行う。すでに他に削除する場所がないため、工事時の写真の提出を求め、今後このようなことが無いよう口頭で指導した。この時工事掘削前の様子を確認したことから現地表面より0.29m掘り下げたが、遺物等はなかったとのことであった。
翠島圓遺跡	12-02	H24.8.28	H24.8.28	翠島園171-10	個人住宅	6.0	東西7.5m、南北0.8mの調査区設定。現地表下0.2mまで宅地造成土。0.8mまで青灰色粘土、以下、暗灰色粘土で最大1.2mまで掘り下げ。段丘崖下を回る旧流路の堆積か。
葛山古墳	12-01	H24.5.17	H24.5.17	白鳥3丁目164-9	個人住宅	23.0	下水道排水管の予定場所に調査区を設定し、重機掘削の後、断面及び平面を精査した。掘削は、管底まで現地表面下約0.5m、両部分は1.2mまで掘削する。この間、全て宅地造成土のみで、遺構及び遺物包含層は認められなかった。
上堂遺跡	11-01	H23.10.4	H23.10.4	誉田3丁目1312	個人住宅	15.0	申請地内に調査区を設定し、重機掘削前、人力にて平面及び断面を精査し、観察を行う。現地表面から0.3~0.7m掘り下げる。上面0.3mは表土、その下層はオリーブ灰色混砂粘質土(江戸時代)、疊オリーブ灰色混砂粘質土(中世)、濃黄灰色混砂粘質土と続く。遺物は江戸時代の包含層から若干出土した。また現地表面から0.7mのところで遺構を検出した。基礎は包含層内におさめるため支障ない。
古市遺跡	11-11	H23.10.26	H23.10.26	古市2丁目 149-3、-5、-6、150-12	個人住宅	6.0	申請地内に2ヶ所調査区を設定し、重機掘削を行う。現地表面から0.4~0.8m掘り下げるが、全て近年の造成土であった。遺構・遺物は確認できなかった。
古市遺跡	11-13	H24.1.23	H24.1.23	誉田2丁目1111-1、 1110-1の一部	個人住宅	10.2	申請地内に調査区を設定し、重機掘削前後、人力にて平面及び断面を精査し、観察を行う。現地表面から0.8m掘り下げるが、表土の下層は近年の擾乱層であった。遺構・遺物は確認できなかった。
古市遺跡	12-01	H24.5.8	H24.5.8	誉田2丁目1066-8	個人住宅	7.0	申請地内に調査区を設定し、重機掘削を行ない、人力で精査し、観察した。現地表面から0.36m掘り下げるが、ほぼ近年の盛土であった。少量遺物が出土したが、遺構はなかった。
古市遺跡	12-03	H24.6.28	H24.6.28	誉田1丁目 1010-5、-4、 963-3	個人住宅	6.0	申請地内に調査区を2ヶ所設定し、人力で掘削を行った。第1調査区は現地表面から0.1m、第2調査区は0.3m掘り下げた。前者は盛土、後者は盛土0.2mの下層は茶褐色粘質土の遺物包含層(江戸時代ごろ)で少量の遺物の出土は見られたが、遺構は確認出来なかった。
古市遺跡	12-08	H24.9.4	H24.9.4	雁井1丁目654-10	個人住宅	10.5	本書掲載
古市遺跡・西琳寺跡	11-10	H23.10.3	H23.10.3	古市2丁目205-4	個人住宅	6.5	申請地内に調査区を設定し、重機掘削を行う。現地表面から0.2~0.6m掘り下げるが全て近年の盛土であり、遺構・遺物は確認できなかった。
古市遺跡・西琳寺跡	12-04	H24.7.20	H24.7.27	雁井1丁目 971-8の一部	個人住宅	13.0	本書掲載



図4 調査箇所位置図4（大黒遺跡・大黒寺遺跡・駒ヶ谷第1散布地）

遺跡名称	調査番号	調査開始日	調査終了日	所在地	調査原因	調査面積(m ²)	調査成績
大黒遺跡	12-01	H24.7.4	H24.7.4	大黒478-4	賃用住宅	4.0	申請地内に調査区を2ヶ所設定し、重機掘削を行った。現施設間から0.3~0.4m掘り下がった。第1調査区は堅岩層の下層に茶褐色粘土質の遺物含む層が見られ、少量の遺物が出土地した。第2調査区は、堅岩層の下層は純上で、遺構・遺物はなかった。
大黒寺遺跡・駒ヶ谷第1散布地	11-01	H23.11.14	H23.11.14	大黒608-3	個人住宅	8.0	申請地内に調査区を2ヶ所設定し、重機掘削後、人力で確認を行う。第1調査区は現状から0.3m、第2調査区は0.9m掘り下がったが、全て近年の盛土であった。遺構・遺物は確認できなかった。



図5 調査箇所位置図5（竜王寺跡・通法寺跡）

遺跡名称	調査番号	調査開始日	調査終了日	所在地	調査原因	調査面積(m ²)	調査成績
通法寺跡	11-01	H24.2.21	H24.3.9	通法寺41-12	確認調査	45.0	本審査課
竜王寺跡	11-01	H23.10.28	H23.10.28	古市2178の一部	個人住宅	5.0	申請地内に調査区を2ヶ所設定し、重機掘削後、現状を行った。第1調査区は古市の盛土、第2調査区は山崩と被ぐ。第2調査区は現況から1.2m削り下がったが、全て近年の盛土であった。遺構・遺物はなかった。

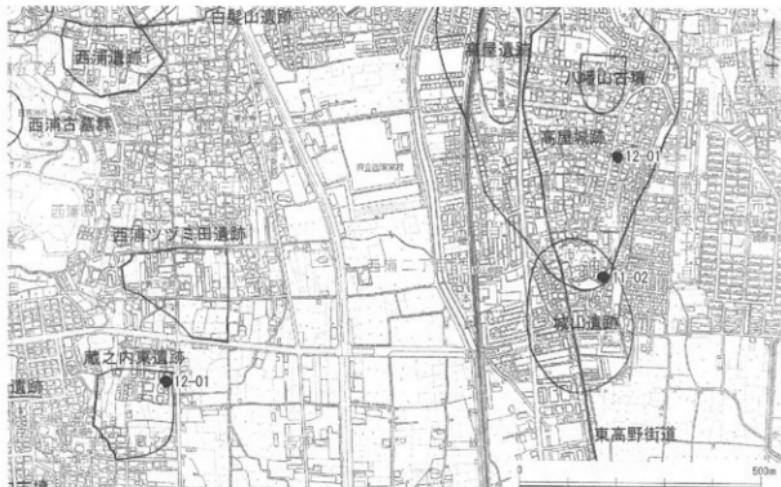


図6 調査箇所位置図6（高屋城跡・城山遺跡・藏之内東遺跡）

遺跡名称	調査番号	調査開始日	調査終了日	所在地	調査原因	調査面積(m ²)	調査成 果
高屋城跡	11-03	H23.11.22	H23.11.22	古市5丁目889-7	個人住宅	10.0	申請地内に調査区を設定し、重機掘削後、人力にて精査を行う。現地表面から0.4-0.8m掘り下げるが、全て近年の盛土であった。遺物は少量出土したが、遺構は確認できなかった。
高屋城跡	12-01	H24.6.27	H24.7.2	古市6丁目900-211の一部	個人住宅	30.0	本書掲載
城山遺跡・高屋城跡	11-02	H23.11.4	H23.11.4	古市6丁目1216-7	個人住宅	2.0	申請地内に調査区を設定し、重機掘削後、人力にて精査を行う。現地表面から0.45m掘り下げるが、全て近年の盛土であった。遺構・遺物は確認できなかった。
藏之内東遺跡	12-01	H24.6.23	H24.6.23	藏之内570-2、559-254の一部	個人住宅	4.0	申請地内に調査区を2ヶ所設定し、重機掘削を行った。現地表面から0.2-0.8m掘り下げる。上層0.2mは堅土、近年の盛土、薪土、砂層と続く。遺構・遺物は確認できなかった。



図7 調査箇所位置図7（東阪田遺跡）

遺跡名称	調査番号	調査開始日	調査終了日	所在地	調査原因	調査面積(m ²)	調査成 果
東阪田遺跡	11-03	H23.11.4	H23.11.4	東阪田275-4、-5	個人住宅	6.0	申請地内に調査区を2ヶ所設定し、重機掘削後、人力にて精査を行った。現地表面から0.4-0.5m掘り下げるが、土質が開発区域よりも、近年の盛土であった。遺構・遺物は確認できなかった。

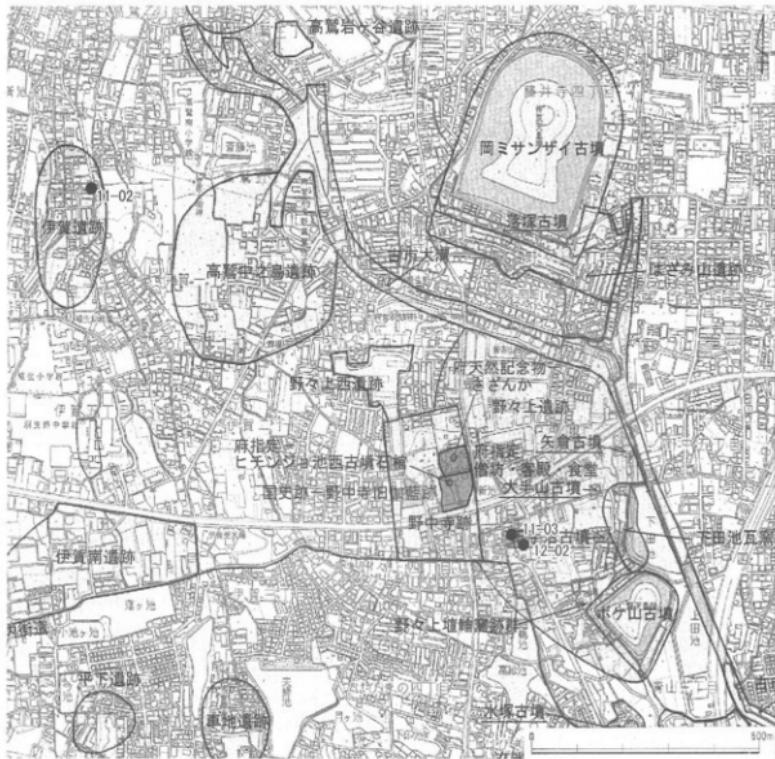


図8 調査箇所位置図8（伊賀遺跡・野々上遺跡）

遺跡名称	調査番号	調査開始日	調査終了日	所 在 地	調査班固	面積 面積 (m ²)	調 査 成 果
伊賀遺跡	11-02	H24.1.18	H24.1.18	伊賀6丁目138-9	個人住宅		申請地内に調査区を2ヶ所設定し、業機掘削を行う。第1調査区は現地表高から6.0m第2調査区は同様に8.0m掘り下げた。近年の盛土の下層は比較的堅い包含層が0.2m堆積し、地山となる。一般に薄次の掘り込みが確認されたが、新しいものであった。
野々上遺跡	11-03	H24.3.8	H24.3.8	野々上3丁目542-2	個人住宅	8.0	申請地内に調査区を設定し、業機掘削後、人手にて平面及び断面を踏査し、観察を行った。第1調査区は現地表高から0.4m、第2調査区は1.0m掘り下げた。盛土は盛土、疊成層、堆積層の3つがあり、第1調査区では表土は疊成層、包含層(明治ころ)と被覆、遺物は確認できなかった。
野々上遺跡	12-02	H24.6.14	H24.6.14	野々上3丁目542-7、-8	個人住宅	8.5	申請地内に調査区を2ヶ所設定し、業機掘削を行った。第1調査区は現地表高から0.7m、第2調査区は1.0m掘り下げた。盛土は盛土、疊成層、堆積層の3つあり、第1調査区では表土は疊成層、包含層(明治ころ)と被覆、遺物は確認できなかった。

史跡 通法寺跡

通法寺の概略

羽曳野市通法寺に創建された通法寺は、「通法寺興廢記」、「河内源氏詞之伝」などの江戸時代に書かれた縁起に、「長久4年(1043)9月に頼義が仁海上人の旧蹟と伝える仁海谷で狩猟をしていたところ、山中で紫金の光彩を放つ千手觀音の畫像を見つけ感激してこれを背負って帰り、邸宅の南にこの像を本尊とする精舎を建立した」と、寺のはじまりをとく。一説では源頼信が河内国司に任命された寛仁4年(1020)に壺井の地に本拠を構え小堂を建立したのが通法寺のはじまりとある。

文治元年(1185)12月付けの「通法寺供僧寄人等解」によれば、「頼義が狩猟中に野火で焼けた草堂跡から等身大の千手觀音像一軀を見つけ、それを本尊とする精舎を壺井郷の畔に建立して『壺井堂』と称し、額には『通法寺』と題号を書き、さらに金色の阿弥陀像一軀を造って開眼したのが創建のはじまりであり、以後、河内源氏の歴代の惣領の帰依によって興隆してきたが、平氏の全盛期に一時衰退を余儀なくされるに至った」という。

建治2年(1275)の「六波羅禁制写」の「河内国通法寺事」として「右、当事者、伊予入道(源頼義)殿御建立之道場、將軍家御帰依之靈地也」とあり、弘安9年(1286)の「六波羅禁制」にも「当寺者、関東嚴重之御祈禱所、壺内無双之大靈験駿所也、千手觀音施利生請人」とあって、その頃には相当の大寺になっていたことが窺われる。しかし、永徳年間(1381~84)には堂は雨露のために朽ち、かなり荒れ果てていた。さらに、平氏全盛期になると荒廃していたと思われる。

元禄13年(1700)、河内源氏の子孫多田義直が柳沢吉保を総官に岡部美濃守宣就を普請奉行として通法寺を再興した。



図9 通法寺跡調査地位置図（トーン部分）

しかしながら、明治6年の廃仏毀釈によって復興後170年続いた通法寺は廃寺となった。本堂と觀音堂は解体され、本堂に安置されていた阿弥陀如來坐像及び觀音菩薩立像、勢至菩薩立像の三尊像が現在は専光寺の所蔵となっている。そして、境内北東に鎮座していた鎮守社は、“石丸神社”として明治40年に壇井八幡宮に合祀された。現存する建物は山門と鐘楼の2棟である。

通法寺跡の調査は、昭和5年(1930)に大阪府教育委員会が史跡指定の目的で寺の沿革や現地調査を行っている。発掘調査については全く実施されていない。

調査の契機と経過

史跡通法寺跡の鐘楼は江戸時代に再興された堂が現存する。石積み基壇も僅かに歪が生じているものの元禄期の遺構である(図9、写真1)。

平成24年9月に襲った台風12号の被害状況を確認すべく通法寺跡に出向いたところ、基壇の北辺と東辺が土砂で埋まり、鐘楼背後の丘陵から流れ込む水で建物の一部が水を被る状況を確認した。

基壇の周辺土砂の除去が急務であるが、文化財保護法に基づき書面での毀損被害の届け出の提出を行った。係る工事に関しては流出土砂の除去とは言え、実際は旧境内の掘削工事にあたることから関係各位から復旧に際しての今後の見通しを提示する必要が生じてきた。

史跡通法寺跡の整備事業については平成7年度に提示されている。その内容について今回の復旧も今後関連することもあり、将来の見通しを立てるための基本資料の作成が必要となった。そこで、過去に発掘調査がなされていないこともあり、基壇周辺の資料収集に努めることになった。

通法寺跡の現状変更許可申請を平成23年12月に提出し、平成24年2月7日に許可された(羽教生社第2073号)。

壇井八幡宮境内地(壇井字別宮492-2)の調査が2月の初旬から実施していたので、通法寺跡の調査については壇井八幡宮の発掘終了後となった。



写真1 通法寺跡鐘樓

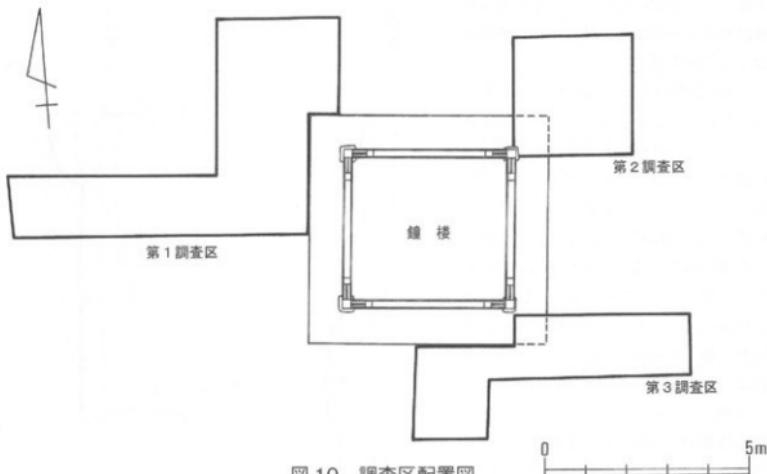


図10 調査区配置図

許可申請書に基づいて、平成24年2月20日から測量に入り、翌日には鐘楼基壇の北西に第1調査区、北東に第2調査区、南東に第3調査区の3ヶ所を設定した(図10)。調査面積は、第1調査区が24m²、第2調査区が9m²、第3調査区が12m²で、合計28m²を測る。

発掘作業はすべて人力によった。調査は平成24年3月9日まで、その間の雨天と土・日曜日を除く現場の稼働日は9日であった。

現況で排水ができるように応急処置をするための現状変更を提出し、基壇の北辺と東辺に幅50cmの排水溝を設けたところ基壇の東辺中央に石積みの階段を検出した。階段については実測図を作成し、今回の処置に影響がないように養生土と土のうで埋め戻した。整備にあたり詳細な調査が必要である。

層序と遺構

第1調査区

基壇北西角を中心に、逆L字形に設定した調査区で、基壇は最大3段に布積みされた構造が確認された。また調査区の北側で石垣が、調査区の西側では本堂に係わる遺構を検出した。

鐘楼の基壇に関連する排水溝や石敷き等の遺構や西側に階段が存在しないことを確認した。したがって名所国会にある階段とは全く合わないことが判明した。しかも階段の痕跡すら存在しないことから石積みの現在の基壇の西側には階段は存在しない。また基壇周辺には排水溝が描かれていないが、これは調査成果と合致する。

調査区の土層のうちの鈍い黄褐色土から完形の瓦が多く見られた。

基壇から西へ4.6mの地点に幅0.9mの溝状遺構を検出し、掘り下げたところ20cmの深さで30cm四方の花崗岩の切石が確認された。方形に加工された上面は水平で、その南に同じ大きさの石材が抜かれた痕跡が検出されたことから溝で無く石列の掘り方と解釈する方が利にかなっているのかもしれない。

1.3mの検出長ではあるが、鐘楼の基壇と平行する。この石列が復興時の通法寺の遺構と考えられるもののこれが鐘樓に伴なう遺構とするには両者間が5mであり少し離れている感がある。むしろ、

距離的には本堂に近い。ただし本堂の基壇は高まりが現存し、礎石から石列の東面まで3mを測る。

『河内名所図会』に描かれている本堂は、桁行5間、梁行4間の入母屋本瓦葺きで、南に向拝が付き建物の四周に縁が付設される。さらに本堂は周囲より少し高く築かれた段が描かれていることから、確認した石列は石の上にさらに石を積んだ基壇の残骸と考える方が妥当におもわれる。但し、『河内名所図会』には段は石積みの表現はないものの向拝の下には現在石敷きが残存するが、これも図には表現されていないことから省略されていた可能性もある。

鐘楼基壇の北側で石垣を検出した。石の積上げは最大4段で、ほぼ直立する。高さ1mで、長さは調査区範囲の3m分を確認した。頼義の墓所北側で石垣が露出していることから、『河内名所図会』の通法寺境内絵図に描かれている石垣と考えられる。東端はビンポールで社の石垣のところまで確認している。石垣の使用されている石材は表面加工が確認でき、一部の石には矢穴が見られる。石垣の掘り方が確認できない。石垣と鐘楼基壇との間隔は2.4mを測る。矢穴の大きさは、幅5.4cm、奥行き6.0cmである。石材の積み方は乱積みで、石材は打込み接ぎ技法による。

1段目は横長の石材を平積みし、横向きの目地が通る。2段目は正方形を数個並べるあいだに角がとれた方形や長い石材を斜め方向に落としている。3段目は2段目に斜め方向に積んだ部分を埋めるように長めの石材を斜め方向に積み上げる部分と正方形に並べた部分を覆うかたちで長方形に石材を平積みにする。4段目は横長の石材を平積みにし、石垣の天面を形成するが、必ずしも直線的でない。

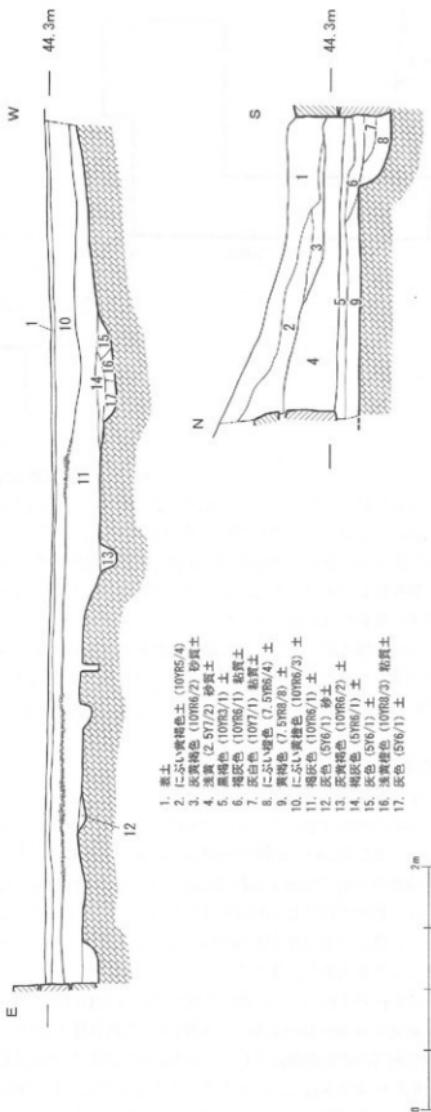


図 11 第1調査区土層断面図

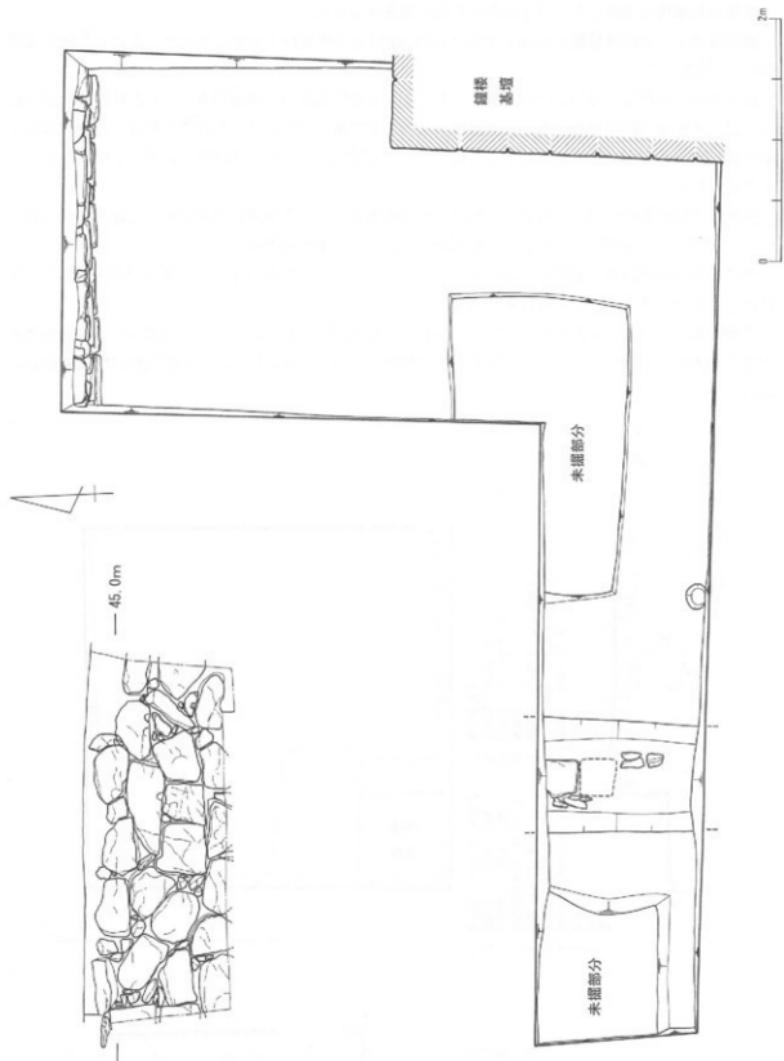


図 12 第1調査区遺構平面図・石壇立面図

第2調査区

鐘楼の北東角に設置した一辺3mの正方形の調査区である。

層序は流土の下に堆積層が0.4m、その下に44.3m付近で黒褐色土が検出された。確認した地山は標高44.1mであった。

検出された基壇は、切石2段の布積みであった。基壇の隅石の上段は外方にずれた状況で確認された。最大で5cmの隙間があった。天面はコンクリートで覆われている。石材のいずれは人為的ではなく木の根によるものであった。切削できる根については取り除いたが、基壇内部にかなり根が伸びていると思われる。

検出した鐘楼基壇の周辺を精査したが付属する排水溝のような施設は存在せず、再建当初から築かれていないことが判明した。そのため最大20cmの厚さの土壤化層を確認した。

本調査区の黄色砂層と灰褐色土から多くの瓦が出土した。同層からはジュースの空き缶やビニール袋が混じるので新しい時期の堆積層である。

基壇の脇で土色の変色が認められたが、土質に変化は認められなかった。土色については油の臭気が漂う状況から油脂等のしみ込みによるものと理解している。幸いにして、基壇石材には変色が認められない。

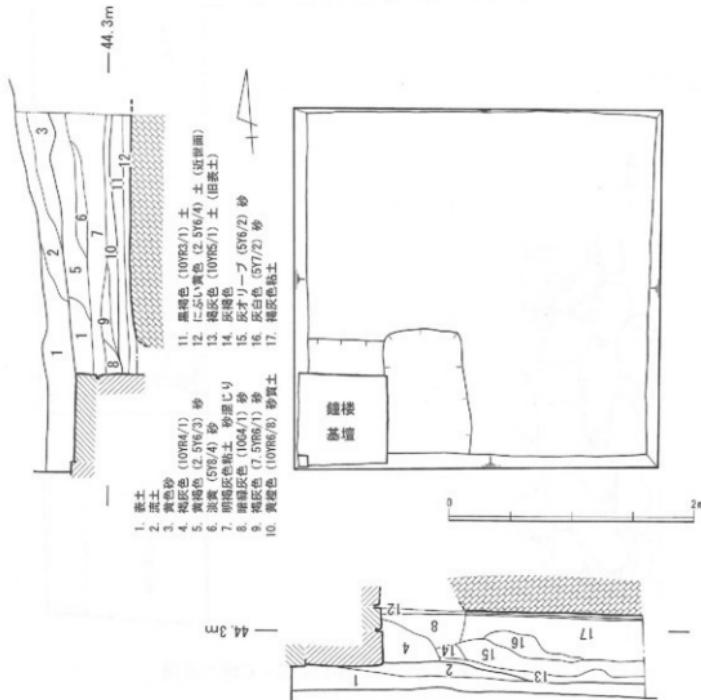


図13 第2調査区遺構平面図と土層断面図

第3調査区

鐘楼基壇の南東隅からL字状に設けた調査区である。

層序は表土の下0.15mでバラス面を検出した(図版五)。このバラスは第1調査区でも検出している。

東で砂を埋土とした溝状遺構を検出した。幅2m以上の埋土の近世陶磁器が包藏されていた。一期期の水の流れで自然にできた流路の可能性が高い。

黒褐色土が薄く堆積し、江戸時代の面と考えられ、標高は44mである。第1調査区と第2調査区と比較すると南へ緩やかに傾斜していることが判る。これは雨水を南へ流す配慮か。そう考えると、雨落ち溝が存在しないことに説明がつく。

炭を充填する土坑を検出した(図版五)。東西0.34m、南北0.30mの隅丸方形で、深さ0.03mを測る。遺物の出土は認められない。土坑の壁や床面は焼けていない。

鐘楼基壇は2段の布積み。高さ0.55mを測る。南側に階段は付かないことを確認している。また、階段が存在した可能性もない。南側においても排水溝は認められない。

調査区の北壁に沿ってサブトレンチを設定し掘り下げたところ地山面で柱穴が検出された(写真2)。柱穴は0.4mの方形掘り方に径0.2mの柱である。柱穴の埋土は、灰褐色であった。遺物の出土は認められなかった。化粧土の下なので再興基壇の完成前ということになる。したがって基壇構築時の柱穴か、もしくは元禄以前の遺構と思われる。

調査区の南端の瓦の集積層から菊瓦や輪違い瓦の出土が目立った。倒壊による集積ではないので、隣接する建物に使用されていた瓦と指摘できる。



写真2 第3調査区柱穴検出状況

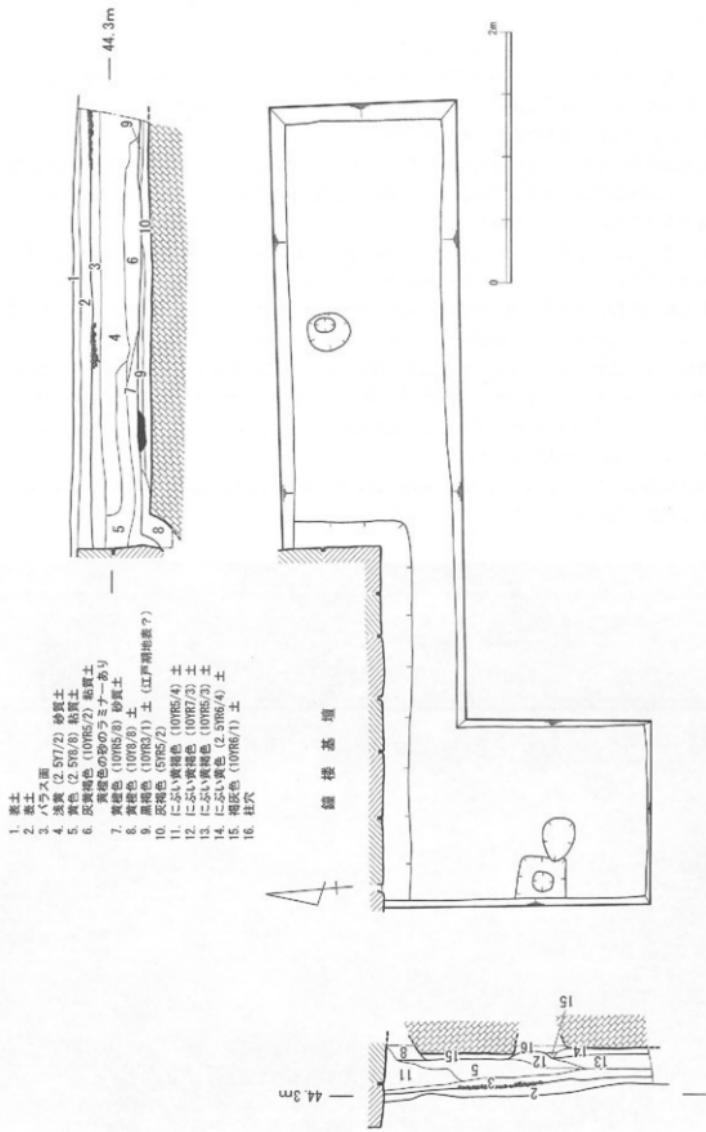


図 14 第3調査区遺構平面図・土層断面図

工事立会について

【鐘楼基壇の現状】

基壇の平面は正方形ではなく、東西57.5m、南北55mの東西軸が僅かに長いプランを呈する。これは現存する建物の屋根構造が切妻造りであり、長軸が入り(妻)の部分になり上屋の規格に基づいている。

高さは現況で最大15cmを計測するが、既述しているように東側と北側の一部は土砂により完全に埋もれている。発掘で確認した基壇の高さは、江戸時代の面から50cmを測る。この比高の差は基壇の界降が極めて困難であり、階段を必要とする段差である。

基壇は打ち込み接ぎ。石材は切石を用い、2段から3段積をしている。布積みによる。上面にはコンクリートを張っている。張ったコンクリートが破損した部分の基壇石材の天端は水平に加工されているのが観察できる。

基壇には延石などは用いられていない。また、基壇周辺に及ぶ掘り込み地業は検出されなかった。基壇は立ち割っていないので壇の構造は不明である。

【階段の存在】

調査目的のひとつである階段の有無は、第2調査区と第3調査区の間、基壇の東側に存在することが立会調査で明らかとなった（図15、図版六）。

階段は、基壇と同じ石材で切石を用いていた。また、基壇の石材に階段が取り付く加工痕が見られるので、再建当初から東側にあったと考えられる。構造は、幅2mの踏面1段で踏石の下に踏面を兼ねた延石が存在する。踏面の幅が1.46mで、蹴上高0.21m、踏面幅1.44m、踏面奥行0.24mの法量を有する。

第1調査区、第3調査区で確認したバラス面は、史跡通法寺跡の環境整備に伴なうものであれば現在まで15cmから50cm程度の土砂が堆積したことになる。

【もう一つの額】

昭和5年刊行の『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告書』に通法寺址及び源氏三代の墓の報告が記載されている。同書の図版第2の通法寺址境内に写し出された写真には鐘楼の南側には扉が付けられているのが判る。現状の建物と外觀が大きく異なる。同写真からは、鐘楼内に梵鐘が存在するかどうかは判断できない。梵鐘の行方は廃仏毀釈によるものと考えるが所在先も現状では不明であり、追跡調査も困難であった。

余談ではあるが、鐘楼は地元では“太鼓堂”と呼ばれている。言い伝えによると、「大坂城内にあつ

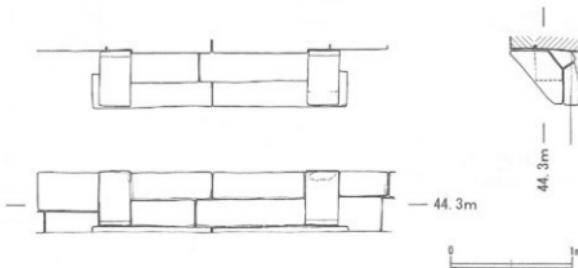


図15 階段実測図

た時を告げる大太鼓を豊臣秀吉が通法寺に押与した」という。現存しないので真意は不明であるが、大太鼓の存在については『郷土舞踏と盆踊』という文献に「駒ヶ谷通法寺には昔は鏡が5尺2寸という大太鼓があった。」という記載があるようだが、原本を確認できていないので詳らかでない。覚え書きとして記述しておく。

4. 遺物

瓦類

今回の調査で最も多く出土したのが瓦類である。瓦のほとんどは破損品であったがいくつか完形に近い資料もあった。ここでは、軒平瓦、軒丸瓦、棟瓦、平瓦、丸瓦、道具瓦について概略を記述する。なお、明治以降の新しい瓦類や堀瓦片の報告については今回割愛した。

【軒平瓦】(図16)

1は、均整唐草文である。瓦当面の上下縁がやや直線的である。側面凹部側に粘土板の剥離痕が見られることから懸け瓦と考えられる。瓦当厚3.8cm、残存幅11.0cmを測る。

2は、均整唐草文で中心飾りは花冠と若葉が表現される。瓦当厚4.1cm、残存幅17.3cmを測る。凸面部分に2.0cm×3.8cmの長方形の剥がれ痕があることから滑り止めの突起が付いていた。

3は、均整唐草文で中心飾りは橋を表現する。瓦当厚4.2cm、残存幅14.8cmを測る。

4は、均整唐草文で中心飾りは果実の大きい橋を表現している。瓦当厚3.8cm、残存幅19.4cmを測る。周縁部の上・下外縁に軽い面取りしている。

【軒丸瓦】(図17)

5は、三つ巴文瓦で左巻き、周縁に12個の珠文が廻る。面径は13.8cm、縁厚2.3cm、総長27.5cm、幅13cmの法量を測る。巴文、珠文の突出は低い。離れ砂は確認できない。丸瓦部の凸面調整は長軸方向

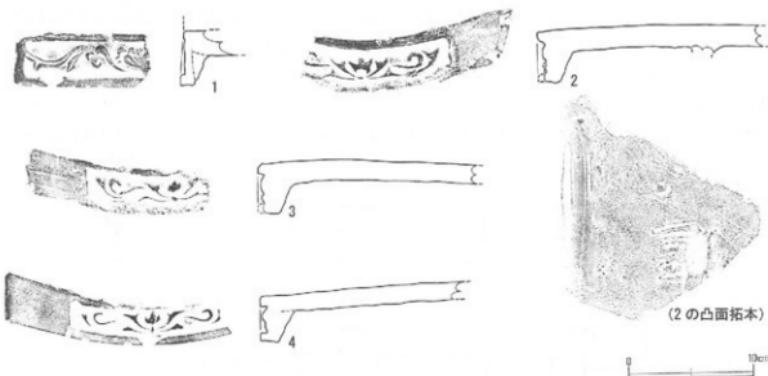


図 16 出土遺物実測図（軒平面）

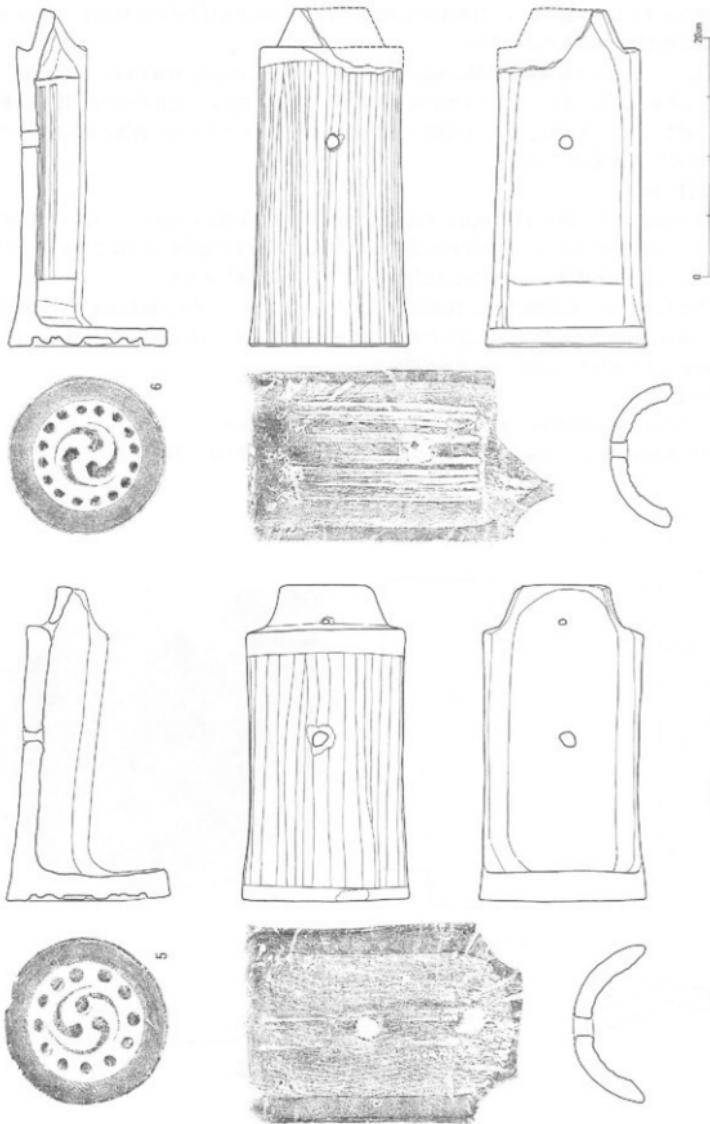


図 17 出土遺物実測図（軒丸面）

に丁寧なヘラミガキが施される。凹側は布目が顯著で、棒状の叩き痕はかすかに窺える。玉縁部と脇部に固定用の釘穴を焼成後穿孔する。

6は、三つ巴文瓦で右巻き、周囲に16個の珠文が廻る。面径は13.3cm、縁厚1.5cm、総長28.4cm、幅12.2cmの法量を測る。巴文、珠文の突出は高く、離れ砂は確認できない。丸瓦部の凸面調整は長軸方向に丁寧なヘラミガキが施される。凹側は工具側面で叩いた棒状のタタキ痕が顯著に見られる脇部に固定用の釘穴を焼成前に穿孔する。

【棟瓦】(図18)

7は、棟瓦である。出土点数が丸瓦、平瓦に比べ少なく、また軒桟瓦は出土していない。鐘楼に葺かれていた可能性は少ない。『河内名所図会』からは棟瓦を採用する建物の確定はできない。ただ、鐘楼付近で瓦葺きの建物は本堂と拝殿の2棟であり、可能性は後者であろう。

瓦の全長が27.0cm、広端幅23.0cm、狭端幅23.0cmの大きさをはかる。平部に幅24.0cm、奥行18.6cmの範囲に風化した部分がある。これは葺き合わせの部分のきき部と考えられる。側面にヘラケズリを呈し、凹面ミガキを施す。凸面はナデ調整が観察された。

【平瓦】(図19)

8の平瓦は、全長が25.5cm、広端幅23.0cm、狭端幅21.9cmの法量をもつ。

凹面の風化範囲からきき足長12cm、きき足幅13.5cmであることが判る。凹面はミガキで、凸面はナ

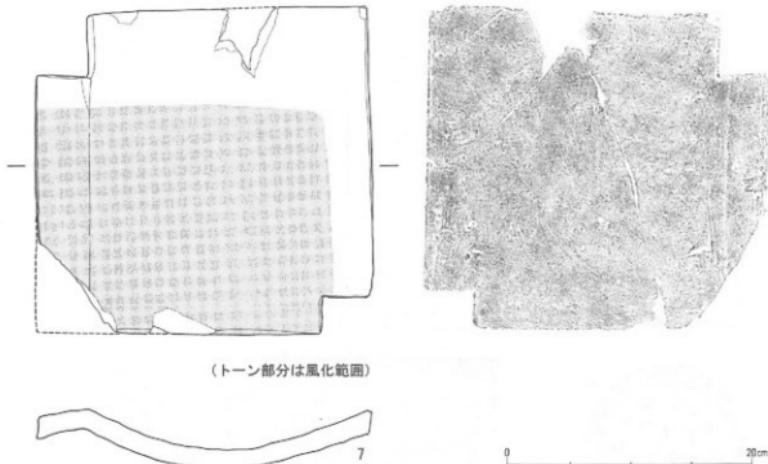
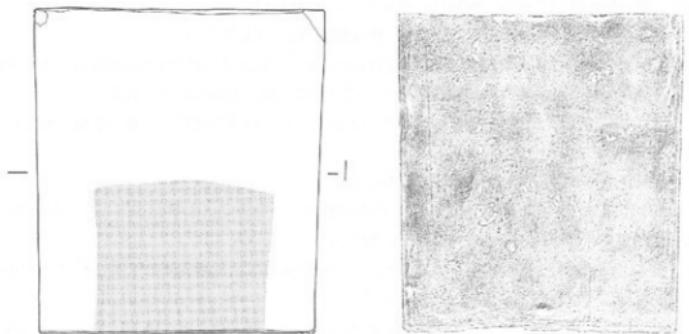
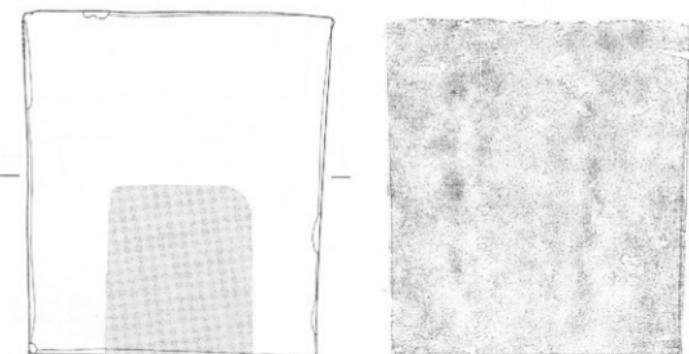


図18 出土遺物実測図（浅面）



8



9



(トーン部分は風化範囲)

図 19 出土遺物実測図（平面）

テを施す。離れ砂が確認される。側面はヘラケズリによる。

9の平瓦は、全長が27.0cm、広端幅24.7cm、狭端幅22.7cmの法量をもつ。

凹面の風化範囲からきき足長13cm、きき足幅11.5cmである。側面はヘラケズリ、凹面はミガキを施す。

凸面はナデ調整が見られ、離れ砂が確認できた。凹面側縁に軽い面取りが見られる。

以上、平瓦の寸法から2種類の規格があったことが判った。両者の焼成には違いが見られない。

【丸瓦】(図20)

すべて玉縁瓦である。規格から2種類に分類される。

10は、長さ27.5cm、幅16.5cmの法量をもつ。凸面調整は、長軸方向に丁寧なヘラミガキが施される。

凹側は布目が顯著で、棒状の叩き痕はかすかに窺える。

11は、長さ21cm、幅12.3cm～13.3cmの法量をもつ。凸面調整は、長軸方向に丁寧なヘラミガキが施される。凹側は、棒状の叩き痕が顯著に見られる。

以上瓦の規格から組み合わせは、軒平瓦3、軒丸瓦5、平瓦7、丸瓦10である。もう一つの組み合わせは軒平瓦4、軒丸瓦6、平瓦8、丸瓦9である。前者をI群、後者はII群とすると、I群は元禄13年の復興時に用いられた瓦群で、II群は葺き替え瓦群と考えられる。

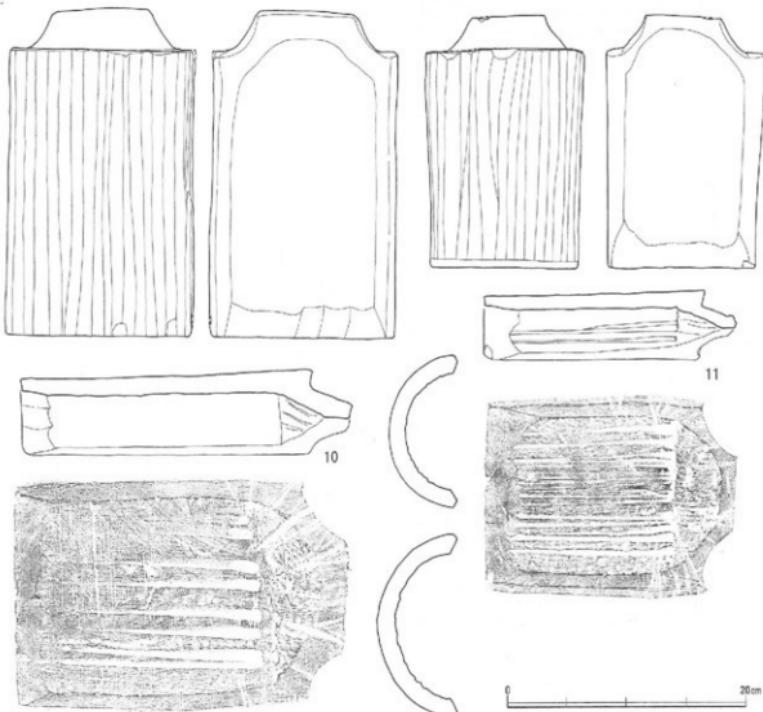


図20 出土遺物実測図（丸面）

II群の時期については修復を示す資料がないので不明ではあるが、葺き替え時期の候補として山門の鬼瓦に刻まれた延享元年（1744）の年代あげられる。

なお、軒平瓦1と軒平瓦2は17世紀代の瓦と考えられ、量も少ないとから差し替え瓦に使用されたと考えられる。両瓦は破片で断定はできないが、懸け瓦の突起を打ち欠いて古い瓦を採用した可能性が高い。

【小菊丸瓦】（図21）

直径と文様から3種類が出土した。

12は、直径5.6cm、縁幅1.0cmで面取りする。縁高は0.6cmで厚みは1.6cmを測る。単弁8葉で弁の表現は線刻である。細身の弁で子葉の表現なし。中房は径0.5cmの円で表現。全長8.2cm。幅2.5cm、厚み1.6cmの断面は長方形を呈する。体部は棒軸状である。

13は、直径7.5cm、縁幅1.0cmで縁端部を面取りしている。縁高は0.4cmで厚みは1.3cmを測る。単弁8葉で弁の表現は立体的で、子葉の表現が認められる。肉厚の花弁の表現は1より古相を呈する。中房は径0.7cmの円で表現。全長は欠損のため規格は不明である。残存する長さは5.5cm。体部は丸瓦状を呈する。内が8.2cm。幅2.5cm、厚み1.6cmの断面は長方形を呈する。

14は、直径9.0cm、縁は持たない。単弁8葉で弁の表現は立体的である。丸味の弁で子葉の表現なし。中房は径1.2cmの円で表現。全長8.7cm。最大幅6.0cm、厚み1.0cmの断面は長方形を呈する。体部は丸瓦状を呈する。

【輪違い瓦】（図21）

法量から3種類出土している。15は長さ8.0cm。16は長さ8.5cm。17は11.0cmである。法量の違いは

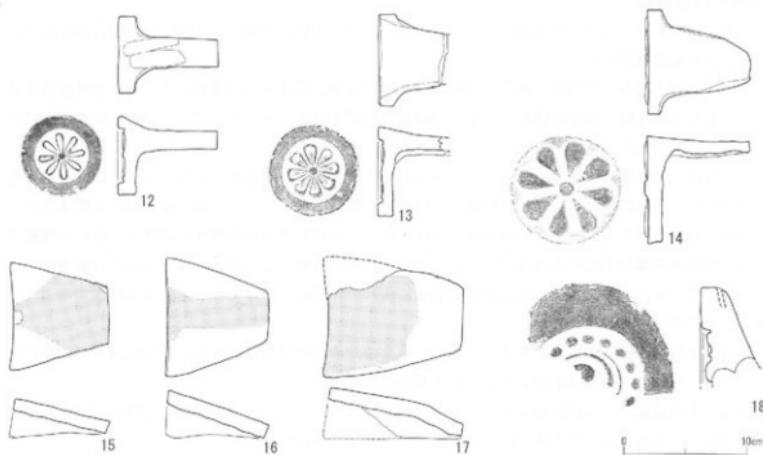


図21 出土遺物実測図（小菊丸面 12～14・輪違い面 15～17・鳥状面 18）

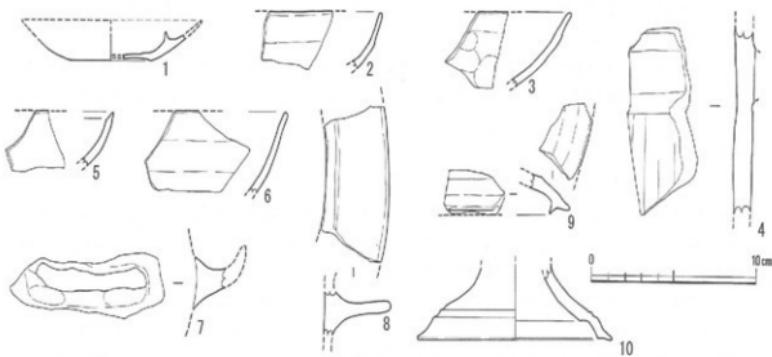


図22 出土遺物実測図（土器・磁器）

上記の小堀丸瓦の3種類に組合されるものと考えられる。

【鳥伏瓦】(図21)

18は鳥伏瓦で、瓦当面の一部のみ出土した。遺存する瓦当背面から上部の部分と判断できる。縁の上面には刺突が確認できる。そこに串状のものを刺して鳥除けとしていると考えられる。左巻きの三つ巴で、周囲に珠文を配列する。現在8個確認できるが復元すると全部で15個となる。圓線は廻らない。

土器・陶磁器類

各調査区から僅かながら陶磁器や土器が出土している。図化し得たのは10点で、図22に提示した。以下、番号順に概観する。

1は、肥前系陶器の灯明皿である。口縁部が欠損するが、見込み部の油溜めの立ち上がり部分が残り、灯芯を添える抉り部分が認められる。外面底部付近を回転ヘラケズリする。18世紀の製作と考えられる。第1調査区から出土した。

2と3は、瓦器椀の口縁部片である。いずれも小片のため口径が復元できなかった。口縁部付近をヨコナデし、外面は指オサエの圧痕が残る。13世紀の製作と考えられる。第1調査区から出土した。

4は、瓦質土器の火舎である。いわゆる奈良火鉢で、調整や突帯の存在から深鉢Iの破片と判断される。突帯の剥離痕が認められるので、火舎の口縁部間に位置すると思われる。外面には縱方向のミガキが観察される。深鉢のタイプは14世紀末葉に現れ、16世紀にかけてその出土量は増加するようである。第3調査区から出土した。

5は、土師器の杯Cの破片と考えられるが、小片のため口径は復元できない。口縁端部の内側に面をつくる。内外面の調整は不明である。第1調査区から出土した。

6は、土師器椀で、口径は破片が小さいので復元できなかった。口縁端部を丸く取めるが、調整は不明である。外面に粘土粙の接合痕が僅かに残る。第1調査区から出土した。

7は、把手付きの土師器の鍋の把手で、先端部が欠損しナベの胴部で剥がれた痕跡が見られる。把手の幅9cmで、平面は三角形を呈するものと思われる。第3調査区から出土した。

8は、土師器の羽釜で、鈴の部分だけが遺存する。鈴部の幅3cmを計測する。胎土に角セン石を含み、色調は暗褐色を呈するいわゆる生駒西麓産の土器である。8世紀代の土器と考えられる。第2調

査区から出土した。

9は、須恵器杯Gの蓋の口縁端部片である。7世紀前半の時期と考えられる。第2調査区から出土した。

10は、須恵器の台付き長頸壺の台と考えられる。完存する台部の底径は11.8cm、残存する高さは3.5cmでスカシ孔は存在しない。ロクロナデで調整する。第3調査区から出土した。

図版八の11は、須恵器甕の胴部片で、外面は自然釉がかかる。

埴輪

第1調査区のにぶい黄褐色土や第2調査区の表土から、円筒埴輪のほか家形埴輪の形象埴輪が出土した。これらは通法寺の背後の丘陵尾根に築造されている通法寺裏山古墳に供給された埴輪と考えられる。

図化できた埴輪は7点で、図23に提示した。このうち円筒埴輪は3点である。

1は円筒埴輪で、突帯を含む胴部の破片である。突帯上面が欠損するので突出度の計測はできなかつた。外面器壁の剥離が顕著だが、残存する部分でヨコハケが確認できた。観察されるハケメの範囲は極めて小さく手法の確定までにはいたらなかつた。

2も円筒埴輪で、突帯を含む胴部の破片である。突帯上面が欠損しているので、断面形態は不明である。外面にはヨコハケを施されているが種類は不明である。

3は円筒埴輪で、突帯を含む胴体の破片である。高さ8mmの突帯は台形に近い断面形態を呈する。外面はナデ調整の可能性が高いが観察からは判断できない。

以上、スカシ孔を有する破片が見出せないものの、有黒斑で外面調整がヨコハケ、突帯断面が台形を呈することから、古墳時代前期末に位置づけられる。

形象埴輪については遺存する破片が小さいためその判断が難しいが、板状を呈する破片や線刻、縁が存在する破片を形象埴輪と認識し、図化したのは以下4点である。

4は破片に線刻が見られるので形象と思われる。線刻は単線で、縁に対してやや斜め方向に引かれ

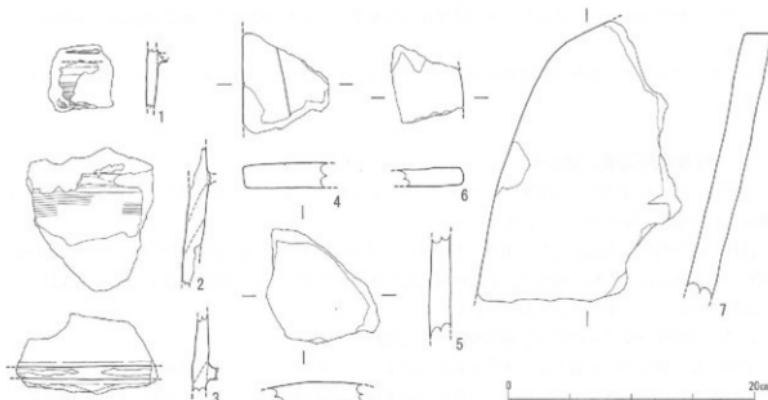


図23 出土遺物実測図（埴輪）

ている。破片の厚さは2cm。形象の種類を断定するには至らなかった。

5は、ゆるやかなカーブをもつ埴輪であるが形象と考えた。器種については不明である。9cm四方の破片であり、厚さ1.6cmを測る。表面が剥離しているので内外面の調整は不明である。

6は、5cm四方の破片であるが、縁が残る。調整は不明である。厚さ1.4cmである。

7は、出土した形象埴輪の中で家形埴輪と判る破片である。形状から屋根の破風部分と考えられる。出土した破片の大きさは、残存高22cm、最大幅15cmである。厚み2cmを測る。外面調整はナデを施す。

形象埴輪については盾形埴輪が知られていたが、今回あらたに家形埴輪の存在を知ることができた。

総括

今回の発掘調査で特筆できることは、河内源氏ゆかりの遺跡のひとつ通法寺境内を初めて考古学的に調査ができたことである。以下、調査成果をもとに通法寺跡を歴史的みるとことにしておこう。

1. 河内源氏による通法寺の創建

元禄13年に徳川幕府が通法寺の再建にあたり、その造成地を既設の平坦を利用したとある。その造成がいつかという問題が重要である。

平安時代末の11世紀、源頼信もしくは頼義の造営による通法寺はここに実在したのであろうか。残念ながらそれを裏付ける遺構の発見と遺物は見出すことができなかつた。

今回の調査で出土した7世紀の須恵器や土師器の出土は一つの手掛かりとなる。その他の13世紀の遺物は、頼信、頼義、義家の河内源氏三代が活躍した年代より後の時代であるが生活の痕跡を垣間見ることができた。

以上出土した土器は、古墳時代～飛鳥時代の須恵器や土師器と中世の瓦器や瓦質土器であった。土器片は包含層の出土からというよりは整地土に包蔵された可能性が高いと思われる。

江戸時代の寺院造営が整地によるものではなく、地山に構造物を築いていたためそれ以前の建物は削平された可能性が十分に考えられる。今回は限られた地点の調査であったので、境内地すべてがそうだったというのではなく、時期尚早かもしれない。

ただし、整地土の下から検出した柱穴は地山面で掘削され、整地盛土の上面では確認できないことになる。

いずれにせよ今回の調査面積は境内全域のわずか数%に過ぎず、今後継続した調査も検討課題と言えよう。

2. 河内名所図会との比較

『河内名所図会』は享和元年(1801)に刊行された。秋里籬島によって編集された。通法寺は六巻から構成される巻之三に納められている。

挿図に描かれている通法寺は、東西に長い境内の東側に本坊、庫裡の寺務所関連施設が付設する。現在の史跡地に指定されて範囲は、上記の境内地である。なお、寺務所関連施設があった地点については開墾されてその面影は全く残っていない。

ここでは本堂が建てられている境内地について概観する。

東西に長い境内地は北側を除く3方を築地垣によって区画される。南西に位置する箇所を出入り口とし、そこには門が建てられている。門をはいる東西に長い空間があり、その北側に石垣で壇を作り、門から入った正面と壇の中央に階段を設けている。階段を上がった境内の西から御魂舎、本堂、鐘楼、

鎮守社の拝殿、池の施設がある。

拝殿の北側には石垣で塹を築きその上に鎮守社の本殿がある。現在残る建物以外の概観が判る史料である。頼義の墓は観音堂として方形造りの建物が見られる。本堂は、向拝をもつ入母屋造りである。拝殿は東西棟の入母屋造りの建物である

『河内名所図会』には本堂や鐘楼の北側に石垣が描かれているが、現状では埋まって見ることができない。調査では石垣4段分が検出された。また、『河内名所図会』には階段は見つけることができないため境内地の北限の区画施設と考えられる。

元禄期に復興された通法寺の建物は部分的に事実とそぐわない箇所も見受けられ、現況で見られない施設が認められる。

3. 通法寺裏山古墳

古墳の存在は、昭和45、46年度に実施された大阪府教育委員会の分布調査で明らかとなった。古墳が築かれた丘陵尾根の頂上には江戸期の通法寺再興時には奥社が建てられ、昭和に入って植林や果樹園で開墾がなされ墳丘本来の高まりも見分け辛い条件にある。そのため前方部の向きも分布調査の所見では西向きであったのが最近では東向きと考えられている。

古墳の存在については、墳丘の高まりによる認識よりも表面採集される埴輪から確かなものにされているようだ。埴輪が採集される範囲は、前期古墳が築かれる例が多い尾根はもとより果樹園に開墾された尾根の南斜面にも散布している。したがって、今回出土から出土した埴輪は、通法寺跡の背後にある丘陵尾根に築かれた通法寺裏山古墳に樹立されていた埴輪であることは容易に推察されるところである。

通法寺裏山古墳の埴輪については、過去に採集された破片を『庭島塚古墳発掘調査報告書』に報告しておいた。今回出土した家形埴輪は特筆できる資料としてあげられる。このことにより形象埴輪については盾形埴輪と家形埴輪が配列されていたことになる。円筒埴輪については、新知見の資料はなかった。

今回出土の埴輪には古墳時代中期まで下る資料がなく、前回報告と同様に古墳時代前期の後半に位置づけられる。したがって本古墳の北に位置する童井丸山古墳や御旅山古墳よりは新しく位置づけされることには変わりない。

通法寺裏山古墳の南に位置する九流谷古墳は太子町太子に所在する墳丘長65mの前方後方墳で、埴輪片が採集されている。池田貴則氏によると、「円筒埴輪は径20~30cmの規格が主流で、黒斑が見られる。突帯の断面形態は、台形もしくはM字形をしている。外面調整は、タテハケの後、断続的なヨコハケが見られる。」とあり、家形や盾形埴輪の埴輪も存在する。また、九流谷古墳周辺から埴輪棺や円筒棺の散布が確認され、“九流谷遺跡群”として九流谷古墳築造期や築造以後にも周辺埋葬が行われていたことが指摘されている。五手治古墳や西山古墳と共に通している。

古墳時代中期前半に築かれた古墳の痕跡3基が東山遺跡で発見されている。6~10m規模の方墳3基(東山遺跡1号墳~3号墳)は丘陵尾根に並ぶように築かれ、埴輪をもつ。墳丘は削平されているため埋葬施設の構造は明らかにできなかった。

古墳規模は墳丘長が60mを超えることが報告されているが、測量が実施されていない現状では他の古墳との比較は困難である。

4. これから史跡通法寺跡

今回の調査から境内に繁殖している樹木が遺跡の保存には好ましくない状況であった。例えば、木根による鐘楼基壇の石垣の膨らみがあったほか、土壤の変化で遺構検出を困難にした。また、生い茂る木葉で生じた日陰により地面の乾燥が妨げられ、隨所で苔、シダ類が繁殖しているのが確認できた。さらに落葉樹の大量の落葉が堆積し土壤化を進める結果となり、肥沃する土壤に繁殖するミミズなどを求めて猪が出現したのもここ数年である。そして、なによりも20年前に比べ露出していた本堂の礎石が腐食土によって見えにくくなっていることも指摘できる。

また人為的被害も予想される。史跡である境内には、植樹された桜が毎年開花すると花見客が押し寄せる。現存建物や史跡地周辺の山林に対しての防火意識の向上や管理体制の維持化が必要だと痛感している。

大阪府学務部社寺兵事課1930『大阪府史跡名勝天然記念物調査報告第一輯』

小寺融古1941『郷土舞踏と盆踊』 桃蹊書房刊

大阪府教育委員会1987『大阪府の近世社寺建築』(近世社寺建築緊急調査報告書)

大阪府教育委員会1971『近飛鳥遺跡分布調査概要』

羽曳野市教育委員会1986『羽曳野市駒ヶ谷地区 埋蔵文化財分布調査概報』

羽曳野市史編纂委員会1994『通法寺裏山古墳』『羽曳野市史』第3巻史料編1

河南町教育委員会1998『大阪芸術大学グランド等築造に伴う東山遺跡発掘調査報告書』

池田貴則1998『九流谷古墳(遺跡群)とその周辺』『大阪府埋蔵文化財研究会(第37回)資料』

羽曳野市教育委員会2010『庭島塚古墳調査報告書(羽曳野市内の前期古墳の調査)』

高屋城跡

高屋城は石川左岸に広がる標高36~40mの河岸段丘である独立丘陵を利用して築かれた平山城で、南北800m、東西450mの規模をもつ。その構造は、丘陵全体を土壘と堀で三つに区切り南北に配置した連郭式である。本丸となるⅠ郭は安閑陵古墳を取り込んで造られており、平時は使用しない非常時の避難場所であったようだ。

築城については、文献では応永年間（1394~1428）に畠山基国によるものとされているが、畠山政長以前の居城は若江城（東大阪市）にあつたことや出土遺物の検討などから応仁の乱が終わった頃（1477年頃）であったと考えられている。その後、畠山氏の家督相続の内紛や三好氏との戦乱で高屋城の荒廃が進み、天正3年（1575）に織田信長によって焼討ちされ廃城となった。

これまで100ヶ所以上の調査が行われ、礎石建物や掘立柱建物などの住居跡、埠貼の特殊な構造をもつ建物、土壘や櫓台、堀など城に関連した施設、焼失した家屋や焼土層の痕跡など多くの調査成果をあげている。

調査にいたる契機と経過 (12-01)

今回の申請地は、高屋城の第Ⅱ郭に当たる場所であり、これまでにも遺構が密集して発見されていることから事前に試掘調査を実施することになった。調査は、平成24年6月22日（羽教生社2140号）で埋蔵文化財发掘の届出書の提出を受けて、同年6月27日に実施したところ、遺構を発



図24 遺跡内位置図



図25 調査区配置図

見したため同年7月2日まで調査を行った。調査面積は30m²を測る。

基本層序と検出遺構

調査区は南北約6m、東西約5mを設定し掘削を行った。すでに解体工事等によって地山面まで削られており、堆積層はほとんど見られない。また調査区の半分以上はすでに搅乱であった。

遺構は、調査区東側で溝、土坑及び小坑を地山面で検出した。また一部に薄い焼上層が残っていた。遺構は段丘疊層を掘りこんで形成されており、埋土はやや黒い灰色

系の粘質土であった。ただ、建物基礎の関係上、すべて掘りこむことができなかつたため、確認するにとどまった。

溝は幅の広い所で約0.8m、狭い所で0.4mであった。遺物の出土はほとんどなく、土師皿の小片が見られた。土坑は調査区南東で発見され、焼土混じりの堆積土であった。遺構からは土師皿が少量出土した。図化できたのは、この遺構から出した遺物のみであった。

遺物

遺物はほとんど出土しなかつたが、その中でも土坑から少量出土した。出土した遺物はすべて土師皿で、図化できたものは5点のみであった。復元口径12~14.2cmを測り、口縁部は逆ハの字形に開く。口縁端部には丸くおさめ、端部外面には指ナデ痕が明瞭に残るが、その他調整については、摩耗しているためか観察できない。色調は、灰白色あるいは薄い肌色を呈する。

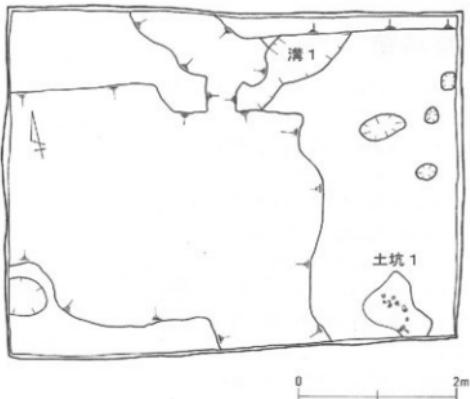


図26 遺構平面図

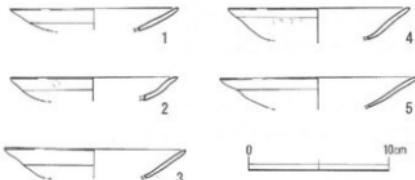


図27 出土遺物

まとめ

今回の調査位置は、高屋城第Ⅱ郭の東辺にあたり、すぐ東側は丘陵が急激に傾斜して下っている。調査では、後世の搅乱のため遺構が棄損していたが、遺構が位置するもっとも東縁と考えられる。

今後、周辺地域の調査によって、高屋城の東側への広がりが明らかになるであろう。

郡戸東遺跡

羽曳野丘陵の西麓を流れる東除川左岸の中流域の低位段丘から中位段丘上に広がる東西約300m、南北350mの規模の遺跡である。昭和62年の開発に伴う調査で井戸や柱穴が確認されたため、新規に遺跡として周知された。さらに平成2年には遺跡の拡張を行った。これまでの調査で13世紀-14世紀の遺構や遺物が多いことから、中世を中心とした遺跡と考えられている。遺跡の北には櫻山遺跡、南東には郡戸遺跡、南に河原城遺跡が位置している。これまで調査は少なく遺跡の性格は不明な点が多いが、大化改新以後、丹比郡に属し「郡」の字が残ることから、この辺りには同郡の役所が設けられていたのではないかと考えられている。

周辺の河原城遺跡や郡戸遺跡は中世の遺跡であり、本遺跡内にも中世の小規模な開発を示す塙内や辻などの小字名が多く残っていることから、これらの遺跡と併行して存在した地域であったと考えられる。

調査にいたる契機と経過 (12-01)

申請地周辺では、近年宅地開発が顕著で、古墳時代から中世にわたる遺構や遺物が発見されている。今回の専用住宅についても事前の道路開発で遺構が発見されていることから、遺構が発見される可能性が考えられた。これに従って平成24年8月1日(羽教生社2240号)



図28 遺跡内位置図



図29 調査区配置図

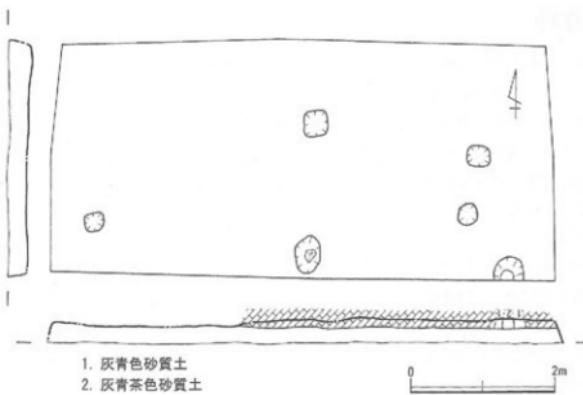


図30 遺構平面図・断面図

で埋蔵文化財発掘の届出書を提出してもらい、平成24年8月6日に事前調査を実施したところ、遺構や遺物が発見されたため、同日より8日まで調査を実施した。調査面積は約21m²である。

基本層序と検出遺構

もとは耕作地として利用されていたが、宅地開発時に耕土等表面の堆積層は除去され、整地された表層の下層にはすぐに地山層が広がる。地山層は、やや砂っぽい黄白色の粘質土で、その面を切りこんで遺構が確認された。

調査区全体を精査し遺構検出を行ったところ、直径0.2m前後の柱穴が調査区内にまばらに広がっていた。遺構の埋土については、柱穴のはほとんどは灰色系の粘質土であり、遺物は須恵器や土師器の小片がわずかに出土している。

まとめ

今回の調査では、目立った遺構や遺物の検出はなかった。周辺調査では、中世の井戸や土坑、掘立柱建物の柱穴などが検出されていることから、この時期の集落が広がっていた可能性が考えられるが、当該地は、集落の中にあって遺構の空白地あるいは希薄な場所であった可能性が考えられる。

宅地開発が顕著なため、今後の調査で集落の広がりが解明されるであろう。

恵我之荘遺跡

恵我之荘遺跡は、東除川左岸の中位段丘上に位置する、古墳時代から中世に至る複合遺跡である。周辺には、西に墳丘長325mを測る河内大塚山古墳がそびえ、東除川を挟んで東に明教寺が存在している。また北には、近接して長尾街道が通っている。

本遺跡は、昭和63年度の調査で古墳時代後期の掘立柱建物2棟、土坑、溝と中世の掘立柱建物などの遺構を検出したことにより、新規発見の遺跡となった。その後平成3年度には、下新池の西側で調査が行われ、掘立柱建物、土坑などの遺構を検出した。包含層からは、5世紀後半頃の須恵器や土師器を中心として7世紀までの遺物が出土しており、勾玉、紡錘車、耳環などの貴重な遺物も発見されている。さらに平成7年度には、4世紀後半頃の埴輪を含む遺物包含層や奈良時代の掘立柱建物、9・10年度には、初期須恵器や韓式土器の発見など、古墳から奈良時代の新しい見知が得られている。

特に古い埴輪の出土は、周辺に前期古墳の存在をうかがわせる資料であり、東除川沿いの古墳築造の様相を考える上で貴重な手掛かりとなろう。

調査にいたる契機と経過

(11-04)

申請地周辺では、昭和63年度に遺跡が発見されてから、東除川左岸に広がる中位段丘上に次々と遺構が発見されている。周辺地は、



図31 遺跡内位置図



図32 調査区配置図

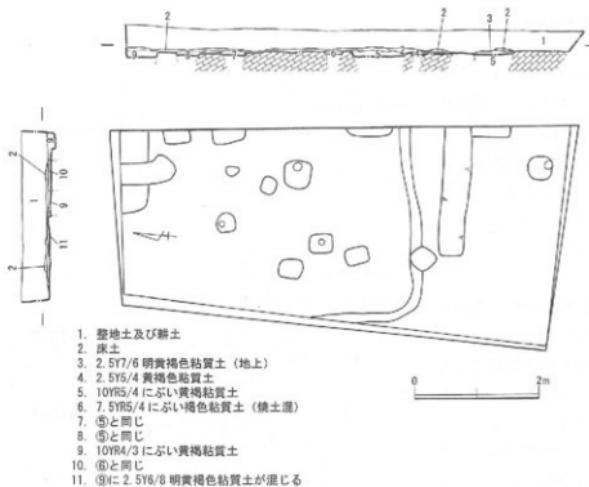


図33 遺構平面図及び断面図

平成9年・10年度に古墳時代から奈良時代に至る集落跡が発見され、韓式土器などの渡来系遺物も出土している。このことから、個別の専用住宅についても遺構が発見される可能性が考えられた。これに従って平成24年1月19日（羽生教社2434号）で埋蔵文化財発掘の届出書を提出してもらい、平成24年1月24日に事前調査を実施したところ、遺構や遺物が発見されたため、同日より27日まで調査を実施した。調査面積は約25m²である。

基本層序と検出遺構

現状では周辺地がすでに住宅化しており、その一角にあたる。すでに造成されており、造成土の下層は約0.3m下で薄い灰褐色系の包含層が残存し、すぐに黄色粘土の地山層となる。遺構は黄色粘質土を切り込んで形成されていた。

調査区全体を精査し遺構検出を行ったところ、直径0.3~0.5mほどの柱穴が調査区中央を中心に広がっており、調査区中央やや南側では、幅0.2mほどの溝が西に向かってL字状に曲がって位置していた。遺構は、建物基礎の関係上、検出面から若干掘り込んだだけであり、深さは確認できなかった。遺物も須恵器や土師器の小片が少量出土しただけで図化できる遺物は皆無であった。出土した遺物の小片から奈良時代前後と考えられるが定かではない。

まとめ

今回の調査によって、時期は確定できないが掘立柱建物を検出した。以前より主に中位段丘縁に古墳時代から奈良時代に至る掘立柱建物が発見されており、今回の調査でこれまで発見されていた集落がさらに西側に広がっている様相を確認することができた。

恵我之荘遺跡（12-02調査）

調査に至る経緯と調査経過

この発掘調査は羽曳野市恵我之荘2丁目における個人住宅建築工事に係る埋蔵文化財発掘届書(平成23年6月30日付け 羽教生社第2112号)にもとづき、平成24年7月10日～23日までの間に実施したものである。

調査地は恵我之荘遺跡の南東部にあたる場所で、東除川西岸に形成された中、低位段丘がつくる台地のうち、中位段丘と接する低位段丘部分にあたる。現在の東除川は東200mを流れる。

今回の発掘調査は個人住宅建設に伴うもので、地盤改良工事の範囲が試掘調査で確認された遺構面及びため、東西8.5m、南北42mの調査区を設け、遺構確認と掘り下げを行った。

基本層序と検出遺構

調査時には厚さ0.4m程度の盛土による造成がなされ、その下には近年の畑の耕作土と床土、厚さ0.1～0.2mの客土層(3)を介して、それよりも古い時期の畑の耕作土(4)、床土(5)が認められる。現地表下1.1mには厚さ0.1～0.2mの茶灰～灰色シルト層(9)があり、その下の厚さ0.2mの褐色シルト、茶色シルト、茶褐色シルト層(10)と、(10)とほぼ同質だが灰色シルトが混じる層(11)は人為による堆積と推定される。その下には茶色シルト、茶灰色シルトなどの段丘被覆層がある。遺構の検出は地山とする段丘被覆層の上面でおこなった。

検出した遺構は大土坑1基、溝2条、柱穴、小穴等である。

大土坑1は東西5.7m以上、南北3.0m以上で、一部の検出に止まり全体の平面形等は不明であるが、検出部分の西端では土坑の縁が折れ曲がる兆候を示している。残っている深さは0.35m前後で、壁は急角度に、底はほぼ水平で平らに掘られている。最下層には厚さ0.1mの砂混じり灰色シルト、茶灰色シルトが堆積し、その上には人為堆積の可能性がある(10)、(11)層があり土坑外にも広がっている。大土坑の南縁には2条の溝が取り付いている。東側は幅0.6m、深さ0.1m、西側の溝1は幅0.2～0.4m、深さ0.1mで、砂混じり茶灰色シルト、灰色シルトが堆積するが流水の痕跡は顕著ではない。大土坑1、溝1からはごく少量の土師器、須恵器の小片が出土した。

主に大土坑1の南側で10数か所検出された小穴のうち柱穴と考えられるのは、小穴1の西0.5m、および北西15mにある径0.5mの円形のものである。深さは0.5mで径0.2m程度の柱痕跡が観察できる。柱痕跡間の寸法は2.1mである。

不整円形の小穴1は径0.6m、深さ0.3m、同じく小穴2は径0.5m、深さ0.1mである。

出土遺物

大土坑1(1～4)、小穴1(5)、2(6)、溝1(7、8)から、少量の土師器、須恵器の小片が出土した。



図34 調査区配置図

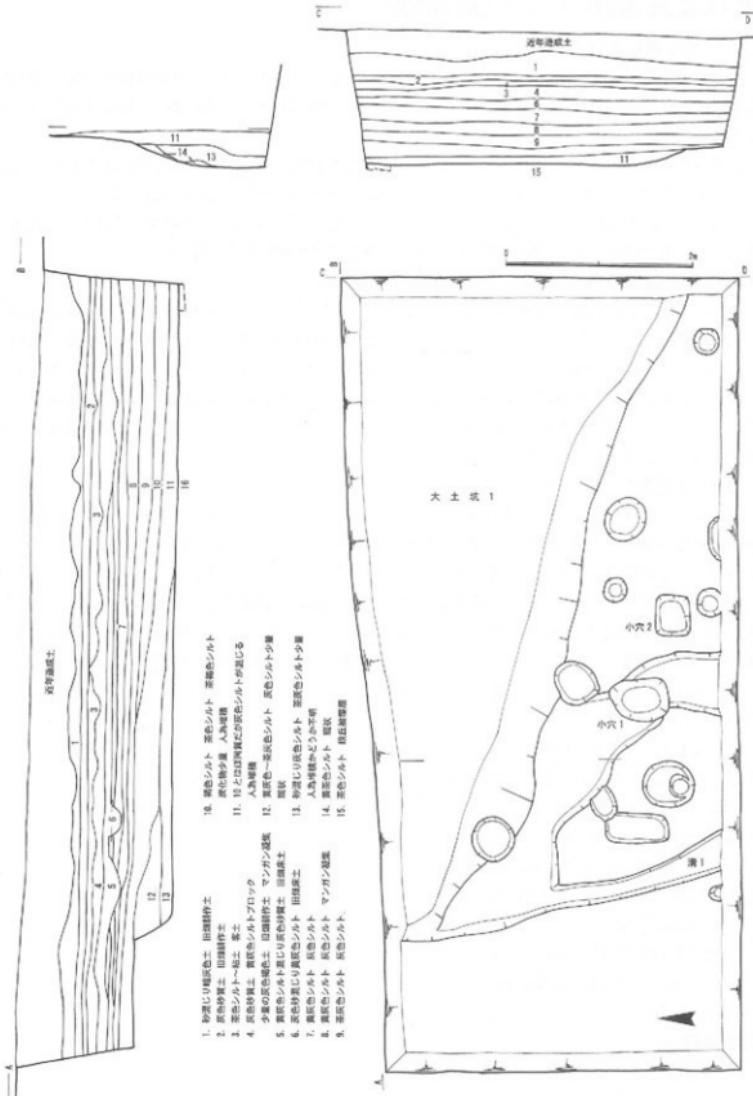


図 35 遺構平面図及び断面図

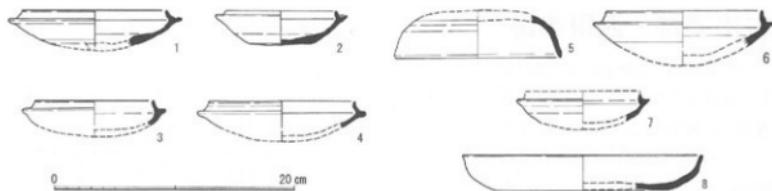


図 36 出土遺物実測図

溝1から出土した(8)以外は6世紀後半から7世紀前半のものであり、量が少なくかならずしも今回検出した遺構の年代の決め手にはならないが、遺跡の形成時期の一端を示すものと考えられる。

調査の結果

限られた範囲の調査区であり、大土坑や建物の全容や形成時期を確認することはできなかったが、遺構の分布範囲や土地利用の一端を知ることができた。

大土坑の機能は明らかではないが、溝が取り付くという特徴があり、規模も大きいことが推測される。居住地や耕作地における水溜、排水池に使われたことが推測される。

円形の柱穴をもつ掘立柱建物も掘り方の形状以外には年代の手がかりがない。古墳時代、あるいは中世のものである可能性があるが、今後の調査の進展をまって明らかにしてゆきたい。

古市遺跡・西琳寺跡

古市遺跡は羽曳野市の中央部に位置する縄文時代から近世に至る複合遺跡で、東を流れる石川と、西を流れる大乗川の旧流路に挟まれた東西0.8km、南北1.0kmを範囲とする。石川と大乗川旧流路の間には、中位、低位段丘がつくる東西幅約0.8km、南北の長さ約4.0kmの台地状の地形が羽曳野市古市付近から藤井寺市国府付近まで延びている。古市遺跡はこの台地の南半のうち、低位段丘にあたる広い平坦面の上を占め、集落や寺院の造営に適した立地である。

昭和54（1979）年以降、羽曳野市教育委員会による発掘調査が継続的に行われ、遺跡の具体的な内容についての資料が徐々に蓄積されつつある。昭和54（1979）年の、遺跡中央部で行われた古市小学校校舎建設とともに発掘調査では、竪穴住居や掘立柱建物等が検出され、良好な状態で残る古墳時代中期から後期にかけての集落の存在が明らかになった。

この時期の遺構や遺物は遺跡のはば全域で認められ、台地の一帯には集落が広く展開していることが推定される。

平成19（2007）年から翌年にかけて遺跡の西寄りで行われた古市小学校体育館建設とともに発掘調査でも、古墳時代中期の遺構に加えて奈良時代の掘立柱建物が複数棟検出され、長期にわたって土地利用がおこなわれていることが裏づけられた。

西琳寺跡は古市遺跡の東半部にあたる古市2丁目に所在する、飛鳥時代に創建された河内地域最古期の古代寺院跡である。現在は市街化が進



図37 遺跡内位置図



図38 調査区配置図

行して建物基壇等は残らないが、現西琳寺の境内一帯が寺域の中心部であったと推定される。

考古学的な発掘調査は石田茂作による昭和24(1949)年の中心伽藍東辺での調査に始まり、その後、大阪府教育委員会、羽曳野市教育委員会による発掘調査が、寺域の各所で行われている。これらの調査によって、複廊構造をとる東面回廊と南面回廊、塔基壇の地業と推定される痕跡、推定講堂の基壇化粧の一部などが検出されているが、回廊には建築時期の問題があるほか、明確な伽藍遺構の検出には至っておらず、中心伽藍の配置や建物構造の解明には残されている課題が多い。

調査に至る経緯と調査経過

この発掘調査は羽曳野市碓井1丁目における個人住宅建築工事に係る埋蔵文化財発掘届書(平成24年6月5日付け 羽生教社第2117号)にもとづき、平成24年7月20日～27までの間に実施したものである。

調査地は古市遺跡の中央部や北寄りで、西琳寺跡の範囲の北端にある。低位段丘がつくる台地の上の平坦面で、かつては畠であったが、その後、厚い盛土によって造成がなされ宅地として利用されていた。

今回の発掘調査は個人住宅建設に伴うもので、試掘によって遺構の存在が確認されたため、地盤改良工事の内容にもとづいて協議した上で、東西3.6m、南北3.6mの調査区を設けて遺構の確認と地盤改良範囲までの遺構掘り下げを行った。

基本層序と検出遺構

近年の造成土は最大1.2m厚さがある。その下には厚さ0.1～0.2mの旧畠の耕作土層(1)がある。その下はただちに遺物包含層である、厚さ0.25m前後の淡褐色、乃至灰褐色土層(3)となる。遺物の量が多く、耕作による遺構の浸蝕によって形成された層と推定される。

この層の下には黄灰色シルト粒、ブロックを斑状に含む褐色、乃至黄褐色土層(4)が、調査区全体に広がって堆積している。これは大土坑1の現存する埋土の最上層で、遺物を多く含んでいる。大きな破片もあり、比較的短時間に堆積したことが推定される。大土坑1の全形は不明であるが、人為的な土坑の埋土の可能性もある。その下の黄灰色シルトブロックを少量含む褐色土層(5)は、大土坑1の深い部分に堆積する埋土の中層である。人為による堆積か否かはわからない。遺物の包含量は多い。黄灰色シルトブロックを含む灰黒色土層(6)は大土坑1の浅い部分の底の一部に堆積する。やや固く縮まり、遺物の包含量は多くはない。人為による堆積か否かはわからない。地山に相当するのは概ね固く縮まった砂や小砾を含む黄灰色シルト層(7)で、低位段丘の被覆層と考えられる。

検出遺構

検出した遺構は大土坑1基と小穴数か所である。

大土坑1は調査区がほとんど内部に納まる大型の土坑で、全体の平面形は不明である。調査区の東寄りでは残存する深さは0.15mと浅く、工事が及ぶ範囲との関係で全掘していないが、0.4m以上の深さで段状に落ち込む。深い部分では遺物の包含量が多い。

小穴1は大土坑1の浅い部分の底で検出された直径0.3mの浅い円形の小穴である。ほぼ完形の土師器壺1点が倒立状態で出土し、小穴内に埋め置かれたものと考えられる。大土坑1に伴うものか、どうか判断が難しいが、土器の位置の問題はあるが、小穴1の下部が後に掘られた大土坑1によって破壊を免れ残った状況と解釈しておきたい。

出土遺物

限られた面積の発掘調査であるにも関わらず、整理用コンテナ5箱分の遺物が出土した。出土遺物は土器類とふいご羽口2点である。

(1)は小穴1の内部に置かれた二重口縁の土師器壺である。5世紀代。

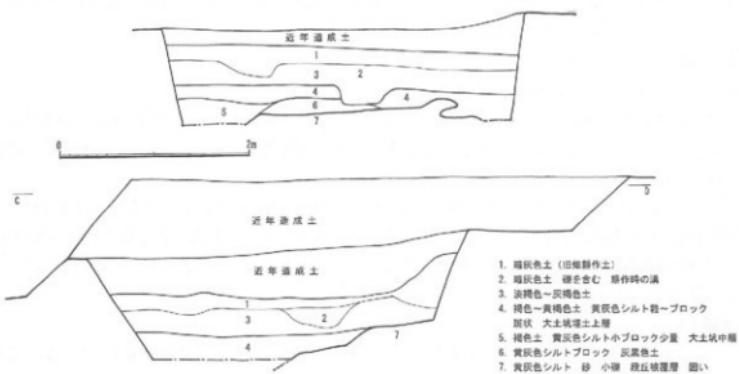
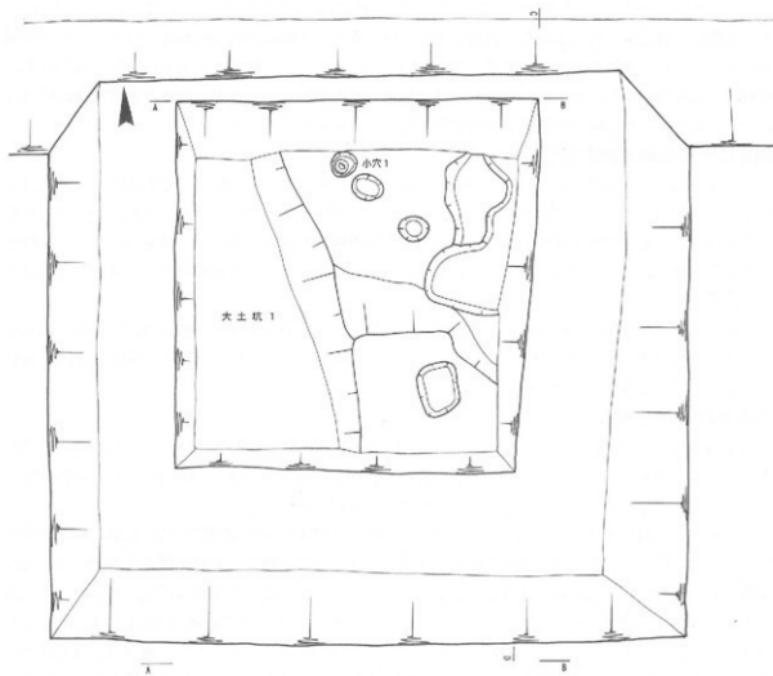


図 39 遺構平面図及び断面図

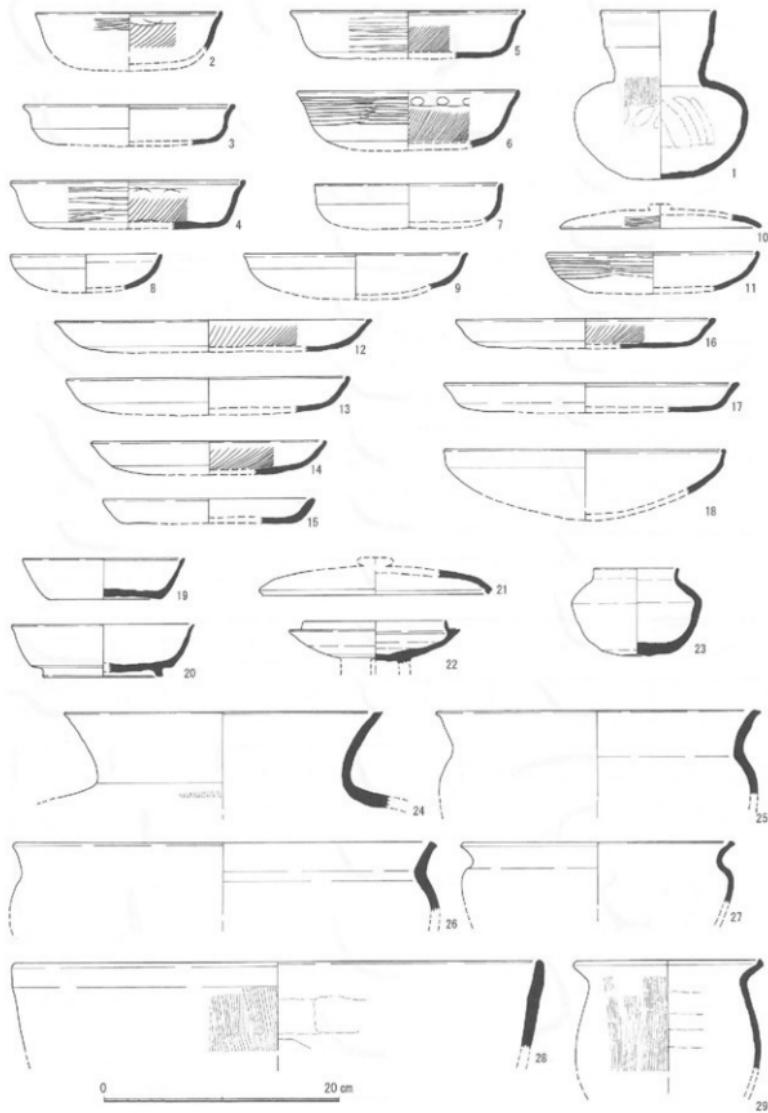


図 40 出土遺物実測図 (1)

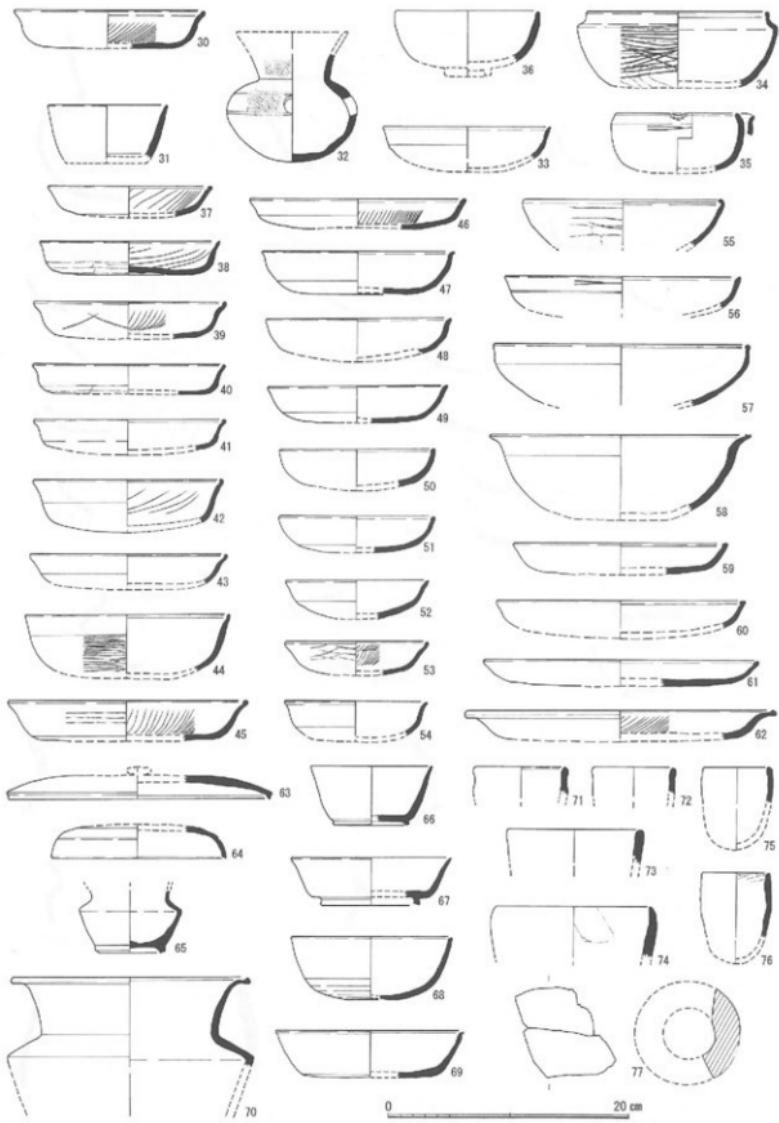


図 41 出土遺物実測図 (2)

(2~69) は大土坑1から出土した土師器、須恵器である。(2~29)は(5)層、(30~69)は(4)層からの出土であるが、5世紀代から8世紀後半までの新旧の土器が混在しており、層位的な上下関係は見られない。磁器(36)は上層からの混入と考えられる。

(70~75)は製塙土器で、包含層から出土した(72)以外は大土坑1の4層からの出土である。径が小さく薄手で叩き目が残るもの(74、75)、厚手でつくりが粗雑、径が比較的小さいもの(70、71)、径が比較的大きいもの(72、73)が認められる。製塙土器はこれまででも、古市遺跡、西琳寺跡の各所で出土している。

(76)はふいご羽口である。復元内径4.2cm。

調査の結果

限られた発掘調査範囲であり、検出遺構には特筆すべきものはないが、まとまった量の土器類が出土し、遺跡の維続時期や土地利用の変遷についての資料を得ることができた。

大土坑1は規模が大きいことが予測され、自然地形のくぼみを利用したこともあり得る。古墳時代の土器もある程度含まれるが、これは奈良時代に土坑が機能していた時に周辺の古墳時代の遺構を破壊することによってもたらされたとも考えられる。小穴1の存在によっても、古墳時代の遺構の存在が裏づけられる。

今回の発掘調査によって、古市遺跡のはば中央部での古墳時代中期、後期の活発な土地利用の一端が明らかになった。また奈良時代には西琳寺跡の寺域に接する位置にあたり、寺と何らかの関係をもった、生産を含めた活動の場であったことを推察する資料を得ることができた

古市遺跡

遺跡は、羽曳野丘陵から北東へ延びる低位段丘上に立地し、東に石川、西には旧大乗川の範囲とし、東西0.8km、南北1kmの範囲に広がる。遺跡は主に縄文時代から近世に至るまでの複合遺跡で、特に古墳時代後半から堅穴住居や掘立柱建物などの集落遺構がみられる。また、遺跡の中央に東西方向に難波津から大和・飛鳥に至る丹比道（後の竹内街道）、南北方向には東高野街道が通り、各時代を通じて交通の要衝として繁栄していた。そのため、2つの街道が交差点の北東部には「西文氏」により西琳寺を創建される。中世には南側に築城された高屋城に関連した集落として存在したため、戦国時代末期には高屋城を攻めた織田軍の戦火を被り、多くの家屋が焼失し、調査では何層もの焼土層や整地層が確認される。近世になって再び街道沿いは宿場や両替商銀屋（清水家住宅）などの町屋、石川の舟運業も加わり、南河内における経済や産業の中心地としての様相を強め、在郷町古市として機能していた。

過去の調査成果として、多種多様な遺構や遺物が確認されている。特に中近世の埋葬遺構、製鉄に関連する輪や鉄滓と遺構などが注目される。

遺跡の南方に隣接して標高30～40mの独立丘陵があり、丘陵上に中世には日本屈指の規模を有した高屋城が占有しており、古市はこの城下町的な役割を果たしていたと考えられている。また、遺跡の北側には東高野街道沿いに中近世の町家が広がる上堂遺跡、西側には古墳時代の埴輪工房と奈良時代の官衙的な機能を有した建物群が確認された誉田白鳥遺跡が存在する。

調査に至る契機と経過

今回の調査地点は碓井1丁目に所在し、遺跡の東端に近い場所であり、東約100m先は石川の氾濫原となる。なお、周囲の下水道工事の立会いでは、中世から近世の遺物包含層が確認されているところである。

平成24年5月16日付け（羽教生社第2075号）で埋蔵文化財発掘の届出が提出され、9月5日に確認調査を実施した。現地の表土内には、土師器の小片が散見されたため、遺物包含層や遺構の検出が懸念された。

基本層序と遺構

建物予定地に調査区2ヶ所を設定し、重機で掘削の後、断面と平面を人力で精査した。



図42 遺跡内位置図



図43 調査区位置図

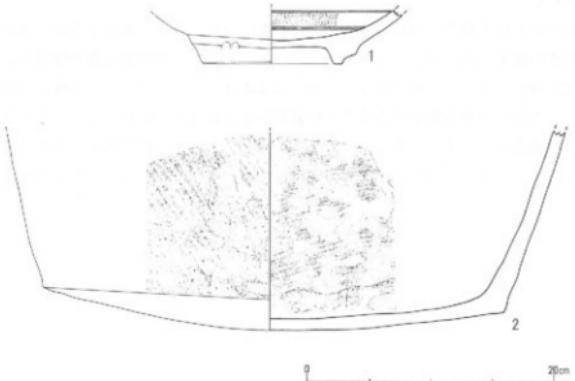


図44 出土遺物

その結果、現表土が0.1~0.2m水平堆積し、以下は橙褐色砂礫の地山面に至り、遺物包含層は認められなかった。既存建物の建設に先立つ造成に際して、これらが削平され整地されたため、現表土内に土器の小片が混じったものと思われる。

なお、調査区南端では、これらの削平を免れた埋め壺の遺構が検出され、大壺の底部から約15cmが残存していた。

埋め壺は、壺底部径とほぼ同じ直径約0.4mの掘り方を有する。底面に黄色粘土を約2cm全面に敷いた中央部には鉢の口縁部を打ち欠いた底部を水平に掘え、さらにその上に大壺を載せており、粘土層と鉢底部によって大壺を安定させる機能をもたせたものと考えられる。



出土遺物

小片遺物には土師器や須恵器、瓦器などが認められるが、器種の判別や図化できないものである。埋め壺遺構に係わる2点のみを掲載する。

1は肥前焼三島手による鉢である。残存直径20cm・残存高4.4cmを測る。高台外径11.4cm・高さ1.5cmで、外面は成形時の指圧痕が残り、釉は施さない。内面底部の見込み部分は指押えによる凹凸が認められ、表面には白化粧を施している。なお、砂目積みとみられる表面が粗い楕円形の部分8か所が認められる。

2は土師質大壺で、底部直径38.6cm・残存高16.5cmを測る。体部の外面は強い叩きを施し、内面はヘラケズリを行う。底部内面の見込み部周縁は強い指圧さえにより指圧痕が残る。見込み部分全体も強いナデによって器壁を薄く成形する。底部外縁の幅4cm程度は未調整で粗い胎土がそのまま見えているが、中央部では強いナデ後部分的なヘラケズリにより表面を平滑に成形する。

いずれも、江戸時代中期頃と思われるが、底部のみの残存であり詳細な時期の決定には欠くものである。

まとめにかえて

敷地内の表土内には土器片の散布が見られたことから遺物包含層や遺構が良好に残存するものと思われたが、調査の結果、既に大きく削平を受けていた。しかし、埋め甕遺構が確認され、古市遺跡の近世を知る追加資料となった。建物跡などの痕跡は認められないものの、生活域が当該地域まで広がることになり、周辺での調査成果を蓄積させ在郷町古市を復元する資料になると考えられる。

当時、街道交通を中心とする古市では、これと併行して石川では剣先船が行きかう舟運も盛んであり、その様子を眼下にみえる当該地では町屋や街道沿いの町屋などとは違う生活が送られていたのかも知れない。

誉田御廟山（応神陵）古墳

誉田御廟山古墳は古市古墳群における盟主となる巨大な前方後円墳古墳で、墳丘長425mの規模を有する。現在は、宮内庁によって「応神天皇恵野藻伏岡陵」として管理され、発掘調査などが実施されておらず、主体部などの詳細は不明である。

測量図など外観によって周知されていることは、墳丘は三段築成で、くびれ部両側に造り出しを設ける。外部施設としては二重の周濠と周堤を巡らせ、西側部分はその旧状を良好に残すことから昭和53年には国の史跡「応神天皇陵古墳外濠外堤」として指定された。墳丘や周堤には葺石や円筒埴輪が施されていたと考えられ、円筒埴輪は全て口径50cmを測る大型品で、黒斑の無い窯窯焼成のものである。また、宮内庁が公開している資料によると、蓋・水鳥・家・盾・馬形などの各種の形象埴輪が出土するとともに、蓋形木製品や魚形土製品などの特殊な遺物も確認されている。

一方、周濠東側には墳丘長約110mの前方後円墳である二つ塚古墳が先行して築かれたため、本古墳が大きく歪められている。周囲には、円墳である丸山古墳や、方墳の栗塚古墳・東馬塚古墳、アリ山古墳・東山古墳などの陪冢が取り囲むように点在している。このうち、丸山古墳からは江戸時代に金銅製透彫鞍金具（国宝）をはじめ馬具類が出土している。また、アリ山古墳からは多量の武器や農工具である鉄製品が出土している。このように、本古墳をはじめ周囲の陪冢は、5世紀前半における古墳文化や社会構造を知るために欠かせない古墳であり、日本を代表する古墳の形態を示すことから、現在、世界文化遺産を目指し、国内暫定リスト入りを果たしている。

調査に至る契機と経過

申請地は「史跡古市古墳群応神天皇陵古墳



図 45 遺跡内位置図



図 46 調査区位置図

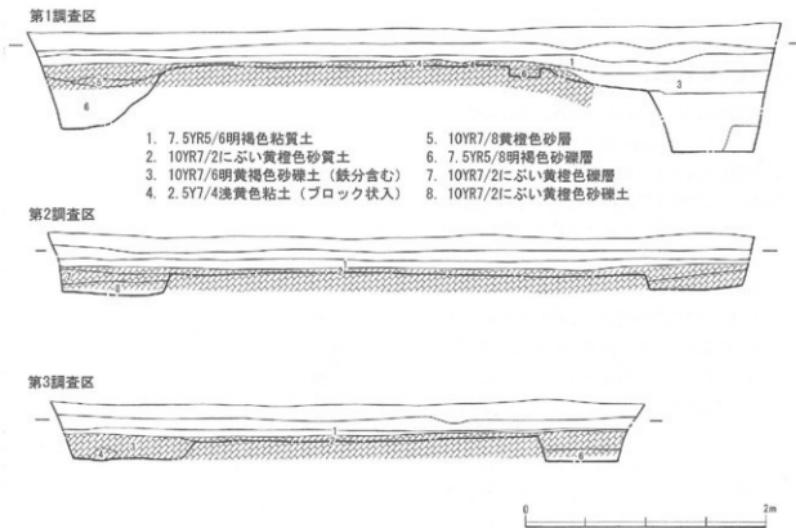


図47 調査区断面図

外濠外堤」の西側約20mで、大乗川を挟んだ位置にあり、西側には大乗川支流「用水井路」を挟んでアリ山古墳に隣接する。なお、史跡地とはほぼ同じ標高であるが、アリ山古墳からは約5m下になり、比高差を有する。

地権者より土地利用計画に際して事前に相談があった。計画では露天駐車場で、全て盛土を行うのみで掘削を伴う工事はないものの、その位置から誉田御廟山古墳とアリ山古墳の外部施設に関連する遺構の存在や、誉田御廟山古墳築造に際して大乗川の流路を変更し、一帯を大きく造成した土木工事に関連する遺構や痕跡が確認される可能性が考えられたことから、重要遺跡の範囲確認調査として事前に発掘調査を行うこととした。

調査は平成24年11月1・2日に実施し、11月4日付け（羽教生社第2330号）で埋蔵文化財発掘調査の報告を行った。

基本層序と遺構

調査区は史跡地の外堤などに直交するように東西に長く、3か所設定した。重機掘削の後、断面及び平面を人力で精査し、遺物包含層及び遺構の検出に努めた。幅は1mを基本とし、長さは、第1トレンチは12.5m、第2トレンチは12m、第3トレンチは10mに設定し、第1トレンチと第2トレンチは18m、第2トレンチと第3トレンチは13mの距離を置いた。

いずれの調査区の基本層序は同じで、現地表面下約0.2~0.3mは真砂の盛土で、その下には最近までの畑作土が約0.2mの厚みで堆積する。さらに、その下では、灰黄色土が約0.2mの厚みで水平堆積し、この層に埴輪片が含まれる。以下は調査区の東西両側にある河川からの氾濫堆積と考えられる灰色砂礫層が0.2mの厚みで全域に広がる。また、地山層の確認のため深掘を行った部分では、地表面下約0.8mでは黄橙色砂礫層が確認された。

一方、地山面で平面を精査したが、いずれの調査区でも古墳に関連する遺構や大乗川の流路変更に

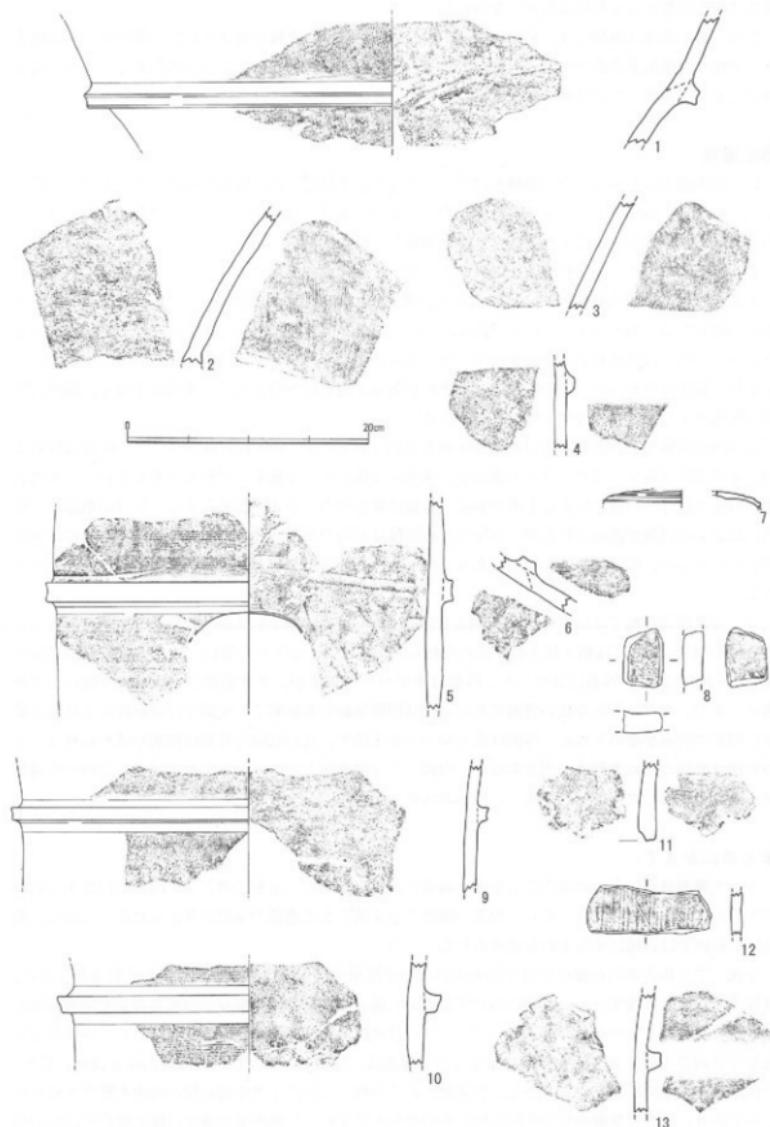


図 48 出土遺物

係る遺構や影響を示す資料は存在しなかった。

なお、第1調査区西端では、地山を大きく掘削する井戸状の遺構が確認された。調査区を一部拡張して平面での検出を試みたが、全形を検出することが出来ず、平面の形状は不明である。また、深さは約2mまで掘削したが遺構の底は確認されなかった。

出土遺物

3ヶ所の調査区からは、円筒埴輪をはじめ、須恵器、土師器、瓦器碗や瓦などがコンテナ約1箱分出土している。小片になったものや丸みを帯びたものがあり、河川でのローリングを受けたものなどが含まれる。埴輪を中心に図化可能なものを掲載し、概要を記す。なお、1~4は第1トレンチ、5~8は第2トレンチ、9~13は第3トレンチから出土したものである。

1から3は、朝顔形埴輪である。1は最大径51.8cm・残存高10.5cmを測る。タガの裏面には粘土接ぎが認められる。外面はタテハケ、内面はヨコハケを施し、器壁は14cmの厚みを有する。焼成は良好であり、胎土には長石が多く含まれる。2・3は頸部に近い部分で、調整をはじめ胎土や焼成から1と同じ個体と思われる。4の内外面とも摩耗が著しく調整は不明である。焼成は不良で、器壁の内部は黒色を呈しており、野焼き焼成と思われる。

5は円筒埴輪で、体部最大径は33.8cm・残存高17.4cmを測る。外面はB種ヨコハケ、内面は斜め方向のナデ調整を施す。また、タガの裏面では横方向の強いナデを施す。円形のスカシを穿つ。6は朝顔形埴輪の頭部から肩に架かるものである。外面は横方向のハケメが認められる。7は須恵器で、肩部には2条の凹線が認められるが、小片のため器種は不明である。8は平瓦の小辺で、凹面には布目が認められるが、凸面は調整が不明である。角部が丸く、河川などでローリングを受けたものとみられる。

9・10は円筒埴輪である。9は体部最大径29.8cm・残存高10.6cmを測る。内外面とも摩耗が著しく調整は不明で、内面には粘土接ぎ目が認められる。器壁は約1cmとやや薄い。10は体部最大径32.0cm・残存高8.4cmを測る。外面はヨコハケ、内面はタテハケを施すが、タガ裏面では横方向の強いナデを施す。また、タガは方形で高い突出である。11は円筒埴輪の基底部で、底面では成形時に工具台に載せた円形の凹みが認められる。外面は継方向のハケを施す。12の埴輪片外面は線刻が認められる。13の外面は摩耗のため調整は不明であるが、内面は上半部が継方向のナデ、下半部は横方向のナデ調整がみとめられる。タガの突出が高く、円形のスカシを穿つ。

まとめにかえて

今回の調査地点は市古墳群内でも重要な場所で、誉田御廟山古墳を主墳とし、西側に位置する陪家のアリ山古墳との中間地点であり、両者の関係を示す何らかの遺構の検出が考えられた。しかし、調査区の範囲では古墳に係るもののが認められなかった。

今後、アリ山古墳の南側に位置する東山古墳の史跡指定に向けた確認調査なども予定されており、世界文化遺産を目指す古市古墳群においては市域を越えて連携し、古墳周辺の確認調査や保護政策が必要になってくるものと思われる。一方、今回の計画は露天駐車場のための造成であり、古墳周辺の眺望や景観を大きく変えるものではなかった。現地は、両古墳が築かれた当時の旧状を良好に留め、一体的に臨める場所である。しかし、商業地に近く今後、これらを遮る建造物の計画も懸念されるところであり、良好な景観の保全を図る何らかの規制が望まれる。世界文化遺産の構成資産そのものの保全だけではなく、周辺の景観などを含めた総合的な保全を図る必要がある。

誉田白鳥遺跡

誉田白鳥遺跡は、羽曳野丘陵が東に派生する

石川左岸に形成された低位段丘に立地する、旧石器時代から近世に至る複合遺跡である。遺跡の範囲は墓山古墳と前の山古墳に挟まれた東西約650m、南北約550mに広がり、その大半は住宅地となっている。

昭和初期に白鳥園住宅の開発の際に埴輪や土器が発見され、京都大学考古学研究室に寄贈されたことで周知され「誉田西土師遺跡」と命名された。その後、1969（昭和44）年に国道170号線改修工事で埴輪窯9基が発見され、大阪府教育委員会が調査した結果、さらに2基が存在することが判明した。古市古墳群のいずれかの古墳に埴輪を供給した生産遺跡として「誉田白鳥遺跡」と改名され、工人の居住域も確認されたことから窯跡を含む一帯が1973（昭和48）年には国の史跡に指定された。

これまでの調査成果から遺跡にはおよそ3時期に分けられる。

まず旧石器時代で、低位段丘の西側で旧石器の製作遺跡が1991年に発見されている。現在「翠鳥園遺跡」として誉田白鳥遺跡と区別されている。

次に古墳時代後半の埴輪窯が造られる時期で、窯は段丘縁辺や開析谷に築かれ、製作工房は段丘上に広がる。この時期には、現在宮内庁によつて管理されている西馬塚古墳（方墳・45m・5C末）や白鳥1号墳（円墳・10m・6C初）、白鳥2号墳（円墳・16m・6C前）が築かれている。

また同じ段丘上には、翠鳥園遺跡で古墳5基が確認されていることから、一定地域に群集して築かれたものと考えられている。

最後は奈良～平安時代で、濠・溝・柵で囲繞される建物群が出現する時期である。建物跡は段丘の北東縁辺に、4～5回の建替えが認められる。建物の規模や配置方法から公的な機能をもった施設の可能性が考えられている。その根拠として、この地域一帯は律令体制以前には「志貴県」がおかれていた。その中で古市郡にあたる誉田・白鳥の一画には郡の倉庫管理に従事した「藏氏」「細川原掠人」や、県倉庫警備にあたった「県犬養」、または王權のもとで倉庫の管理を行っていた「河内西氏」などが存在していたことが指摘されている。発見されている掘立柱建物は、大化の改新以降、施行された「評制」を経て、「古市郡衙」に発展とするとの見方もある。しかし、建物の配置や構造、存続時



図49 遺跡内位置図

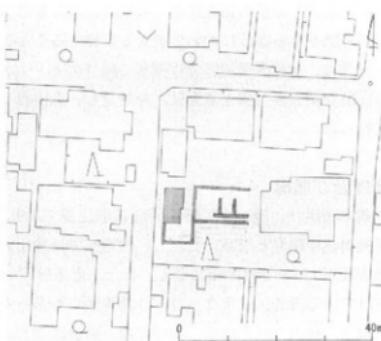


図50 調査区位置図

期など不明確な点が多く残されており、継続的な検討が迫られている。

調査に至る契機と経過

今回の発掘調査区は、白鳥2丁目に所在し、遺跡のほぼ中央に位置する。当該地において個人住宅の建設に伴い平成24年7月23日付け（羽生市社第2223号）で埋蔵文化財発掘の届出が提出された。申請地は、平成11年に市教委が実施した調査区（99-11区）の北側に位置し、この調査区では土坑や溝をはじめ掘立柱建物などの遺構と古墳時代を中心とする多数の土器や埴輪、陶棺などが出土した地点である。また、南東側の敷地でも昭和52年度に府教委の発掘調査で同様の遺構・遺物が確認されており、それぞれの遺構がさらに広がるものと考えられていた。

そのため、両調査区に隣接する当該地においては遺構の統きが検出される可能性が高いと判断されたため、申請者及び設計者の理解を得て住宅建設に先立ち事前の確認調査を実施することとなった。調査は8月23日に申請地内に2ヶ所の調査区を設定し、重機掘削の後に断面及び平面を精査した。第1調査区では建物基礎掘削の深さに準じ0.25mまで掘削したが、全て表土層のみであった。一方、基礎工事に支障のない建物の外側で層序や地山面の深さを確認のため0.35mまで掘削したところ、地山面を掘り込む柱穴3ヶ所を検出し若干の遺物も出土した。この成果を基に保存協議を行った結果、基礎掘削を宅地造成土内に基礎を納めることとし、地下の遺構及び遺物包含層を毀損せず現状保存できることになった。

しかし、その後の建物構造上の検討により基礎部分が深くなることから、基礎掘削で遺構や遺物包含層が壊される部分において調査を実施することとなった。

調査は、布基礎構造部では掘削の幅（0.5m）と深度（0.35m）に準じ、ベタ基礎構造部分については面的な調査区（第1調査区）を設定し、重機掘削の後、人力で断面及び平面を精査して遺構の検出を行った。

層序及び遺構

基本層序は、現地表面下約0.2mは表土層であり、以下に茶褐色土の遺物包含層（約0.2m）を挟んで橙褐色砂礫層となる。ただし、北西部では地山面は非常に浅く、遺物包含層が削平されており、現地表面下0.15mで地山面に至る。また、表土層下の遺物包含層や地山面が既存建物によって既に削平されている調査区（第2・3・5調査区）もあった。

以下、検出された遺構については、調査区ごとにその概要を述べる。

第1調査区 申請地北西部で、東西約4m×南北8mの範囲を面的に調査した。表土下直ぐで地山面となり、遺物包含層は既に削平されており、調査区の東側は既存建物の搅乱が地山面にまで及んでいた。柱穴が多数検出された。一辺0.25m～0.55mの隅丸方形の掘り方をもつ柱穴が中心であるが、南北隅では一辺0.7mとやや大きな掘り方を有する柱穴も存在する。それぞれの掘り方の方向や柱間を精査したが、調査区内で建物を復元するには至らなかった。

第2調査区 第1調査区の南4mに設定した東西方向の調査区で、地山面まで既存建物の搅乱が及んでいた。北辺沿いに柱穴3ヶ所を検出するが、半分以上が調査区外となる。西側の柱穴は一辺0.6m、深さ約0.2mの隅丸方形の掘り方を有していた。中央の柱穴は一辺0.4mの隅丸方形の掘り方である。

第3調査区 申請地のほぼ中央で南北方向の調査区であり、第1調査区の東2mに位置する。北半分は既存建物の搅乱が及んでいた。第4調査区にかけて一辺0.8m・深さ0.2mと大型の掘り方を有する柱穴が検出された。しかし、これに対応する柱穴は他の調査区でも確認されておらず、調査区の南

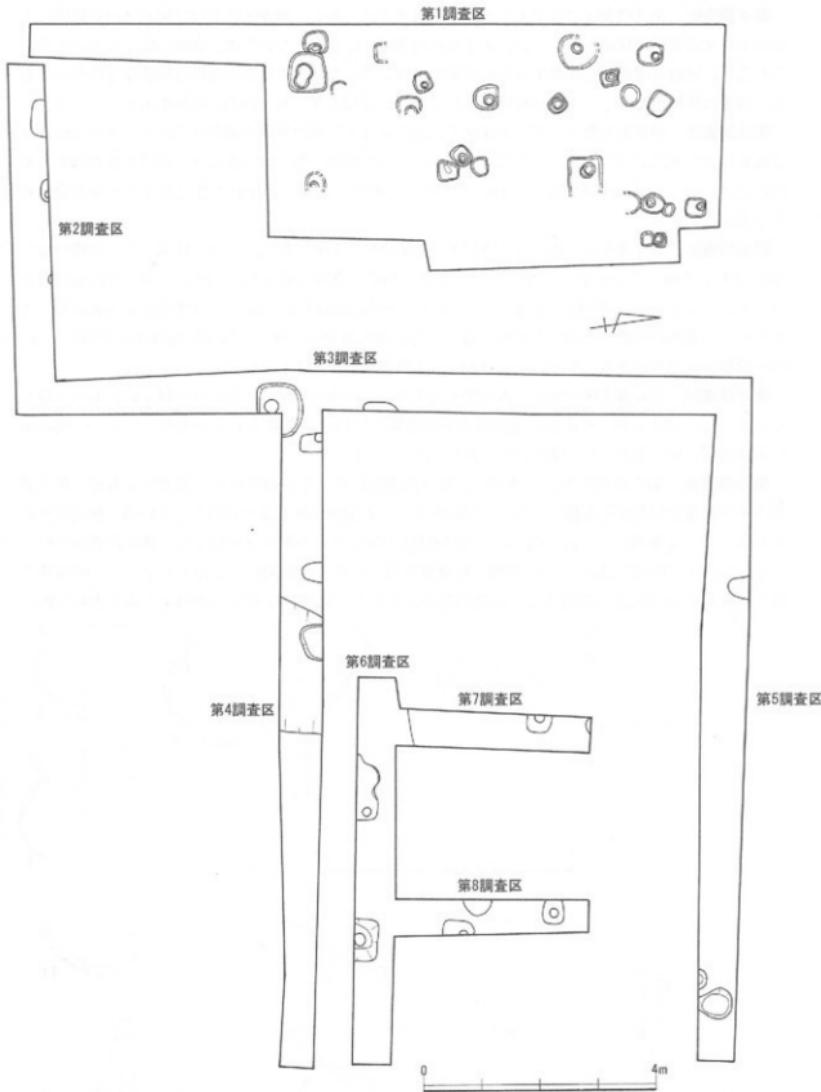


図 51 調査区平面図

東側へ展開するものと思われる。

第4調査区 第3調査区に直交する東西方向の調査区である。調査区の中程に幅約2mの範囲に土器が集中する遺構が検出された。並行する第6調査区では存在しないため、南側へ広がるものと考えられるが、建物基礎強度を保持するため拡張や深掘ができるないため遺構の規模や形状などは不明である。埋土は黒褐色を呈し、土器が多数含まれており、図52の3～8・10の土師器が出土している。

第5調査区 申請地北側で、第3調査区の北端で直交する東西方向の調査区である。東約3m以外は既存建物の搅乱が及んでいた。東端で2ヶ所の柱穴を検出した。他の調査区で検出された隅丸方形の形状とはことなり、直径0.5mと直径0.3mの円形の柱穴である。いずれの柱穴からも土師器甕の破片が出土している。

第6調査区 第4調査区に並行する東西方向の調査区である。柱穴3ヶ所を検出した。西側の2つは掘り方が重複しているが、一辺0.4mの大きさである。東側の柱穴は一辺0.7m・深さ0.15mの大きさである。これらは一直線上に位置しているが、柱間が2.2mと広く掘り方の規模がやや異なることから同一の建物の可能性が低いと思われる。一方、第8調査区の柱穴とは柱間約1.8mの位置になり、同一建物の可能性がある。なお、いずれからも土師器甕片が出土している。

第7調査区 第6調査区の西端で直交する南北方向の調査区である。地山面が僅かに北側へ下降していることが認められ、その間に遺物包含層が堆積している。柱穴1ヶ所が検出された。一辺0.4mの隅丸方形の掘り方を有し、深さは0.15mと浅いものであった。

第8調査区 第7調査区の2.5m東側で、第6調査区に直交する南北方向の調査区である。第7調査区同様に遺物包含層が堆積しており、図52の1・2の須恵器杯身などが出土している。柱穴3ヶ所を検出した。南東側のものは一辺0.6m・深さ0.1mの隅丸方形の掘り方を有する。第6調査区の柱穴と柱間約1.8mの位置になり、同一建物の可能性が考えられる。図52の9が出土している。南西側の柱穴は直径0.5mの円形の掘り方で、図52の11が出土した。北側の柱穴は一辺0.4mの隅丸方形の掘り

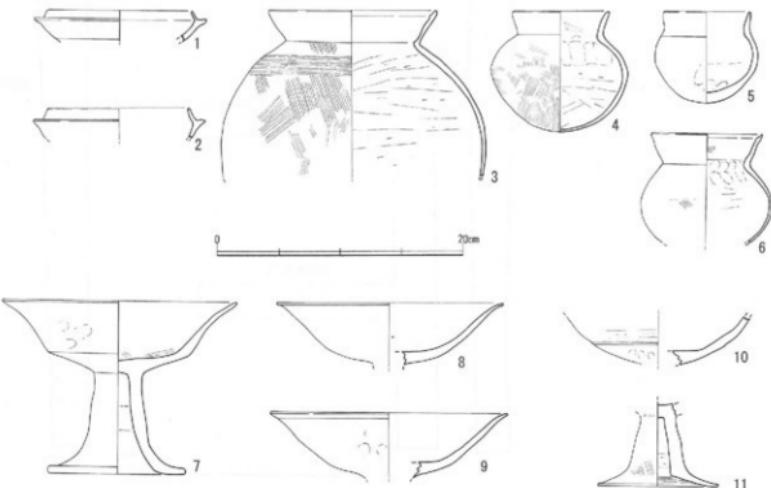


図52 出土遺物

方を有するもので、図化出来なかつたが埋土からは須恵器や土師器などの破片が出土している。

出土遺物

遺物は、コンテナで2箱分足らずで、土師器（壺・壺・高杯）、須恵器（杯身・杯蓋・高杯・壺）、埴輪、瓦などが認められるが、多くは細片である。遺構から出土したものを中心にして、図化可能なものを記述する。

1・2は須恵器杯身で、いずれも復元口径11.6cm・残存高2.5cmである。1は、内傾して短く立ち上がる口縁部を有し、端部はナデて丸くおさめる。受け部は水平に外方にのび、口縁部との間にはわずかな凹みが認められる。また、外面は受け部の下部はナデ調整であるが、底部2/3付近ではヘラケズリ調整である。2は、やや反りながら内上方に立ち上る口縁部を有し、端部はナデて丸くおさめる。受け部は、水平に外方にのび、口縁部との境には1条の凹線が施されている。

3は土師器の壺である。口径13.8cm・残存高13.8cmで、体部最大径は21.6cmを測る。丸味のある体部から「く」の字状に直線的に開く口縁部を有し、端部内面は肥厚させて端部は面取りを施す。体部外面は斜め方向のハケ目調整施すが、頭部下では幅2cm程は横方向のハケ目調整を行う。内面はヘラケズリを施し、器壁を薄く仕上げる。

4～6は土師器の小型丸底壺である。4はほぼ完形に復元されるもので、口径7.8cm・器高9.9cmの大きさである。丸味のある体部から外反気味に上外側に開く口縁部を有し、端部はナデて丸くおさめる。頭部内面の器壁はやや肥厚する。体部外面の上約1/3は縦方向のハケ目調整、以下は不定方向の細かいハケ目調整を施す。内面の頭部下は指押さえで、以下はヘラケズリを行う。5は口径7.0cm・器高7.5cmで、丸味のある体部で、くびれの浅い頭部から短く直立して立ち上がる口縁部を有する。体部の内外面とも指押さえによって成形し、器壁は厚く仕上げる。外面には黒疵が認められる。6は口径9.0cm・残存高9.0cmの丸みのある体部から上外方へ開く口縁部を有し、端部内面は強くナデておさめる。体部外面は摩耗が著しく不鮮明であるが、ハケ調整が認められる。内面の頭部下付近は指押さえを施し、以下はヘラケズリを施し、器壁を薄く仕上げる。なお、口縁部内面ではハケ調整の後にヨコナデを行う。

7～11は土師器の高杯である。7は復元口径19cm・器高14.2cmを測る。杯部の下半部に稜を有するタイプで、口縁部は外反して外側に大きく開く。端部は丸くおさめ、口縁部外面には刻み目が認められる。内面の見込み部分はハケ目調整を施す。裾部は屈曲して底面が水平に開く形状で、外径は11.0cmを測る。支柱内面は粘土接ぎを消す、ナデ調整を施す。外面は摩耗が著しく調整は不明である。また、胎土が粗く、長石や石英などの砂粒がみられる。8・9は杯部である。8は復元口径18.4cmで、杯底部から外反気味に開く口縁部を有し、端部は水平にして丸くおさめる。9は復元口径19.4cmで、杯底部から直線的に開く口縁部を有し、端部はわずかに外反させて丸くおさめる。

10は高杯の杯部で、外面には底部と口縁部の境に粘土接ぎの段を有する。段の直上はハケ目調整を行なうが、口縁部はヘラケズリ、底部では指押さえの後にナデ調整を行う。内面の見込み部外縁には粘土接ぎ目がみられ、全体はナデ調整を施す。脚部との接合部分が剥離しており、内面は焼成が不良で黒灰色を呈する。11の高杯脚部で、裾部外径10cm・残存高7.6cmである。支柱から屈曲して聞く裾部を有し、端部はナデて丸くおさめる。外面では屈曲部付近はハケ目調整、支柱部と裾部はナデ調整を施す。支柱内部はヘラケズリを施した際の粘土の移動痕跡がみとめられる。裾部はハケ目調整を施す。支柱先端では杯部から剥離した痕跡が明瞭に残る。

小型丸底壺や壺の特徴から古墳時代中期から後期にかけての所産と考えられ、これに伴う柱穴など

の遺構はその時期と考えられる。

まとめにかえて

建物強度の保持のため制限された範囲での調査であり、且つ既存建物による搅乱が及ぶところと重複しており、検出された遺構は限られたものであった。そのため、検出された多くの柱穴については、その連續性が確認できず、建物を復元するには至らなかった。

一方、土器溜まり状の遺構からは土師器など多数の遺物が出土しており、(99 - 11区)と同じように古墳時代中頃から後半の遺物が確認され、居住域の広がりを検討する上での追加資料になるものと思われる。

誉田白鳥遺跡内の当該地周辺の住宅地では、近年、世代交代の時期を迎えるが、交通の利便性が良く、閑静な住宅街であることなどから次世代がここを離れることなく、建物の建替えや土地の分筆による有効活用などが図られている。そのため、わずかながらも調査件数が増えており、昭和40年代から蓄積された成果だけでなく、新たな調査成果が加えられている。今後、調査地点の空白を埋めながら、確認された遺構や遺物などを通して、遺跡の内容や性格を再検討し、遺跡全体像が復元できることが期待される。

図 版

図版一 通法寺跡



調査前 鐘樓北側



調査前 鐘樓東側

図版二
通法寺跡



第1調査区(南から)



鐘楼基壇西面北角 第1調査区(西から)

図版三 通法寺跡



第1調査区(東から)



切石出土状況(上:南から／下:東から)



第1調査区 石垣(南から)



第2調査区全景(南から)



第2調査区 西側断面(東から)

図版五
通法寺跡



第3調査区全景(西から)



上:パラス面(南から)／下:焼土坑(南から)



第3調査区北側断面(南東から)

図版六
通法寺跡



階段検出状況(北から)



階段耳石



復旧後基壇(北東から)

図版七 通法寺跡 出土遺物一



出土遺物(軒丸瓦・軒平瓦)

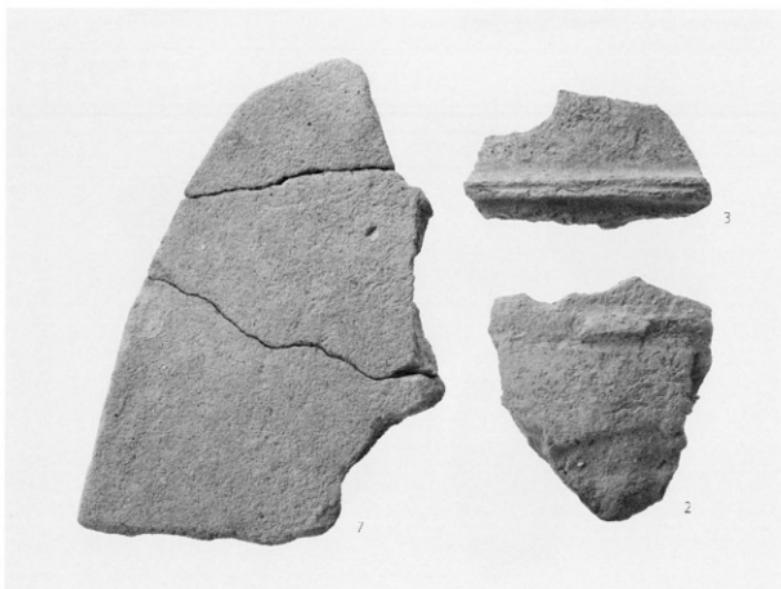


出土遺物(道具瓦)

圖版八
通法寺跡
出土遺物二

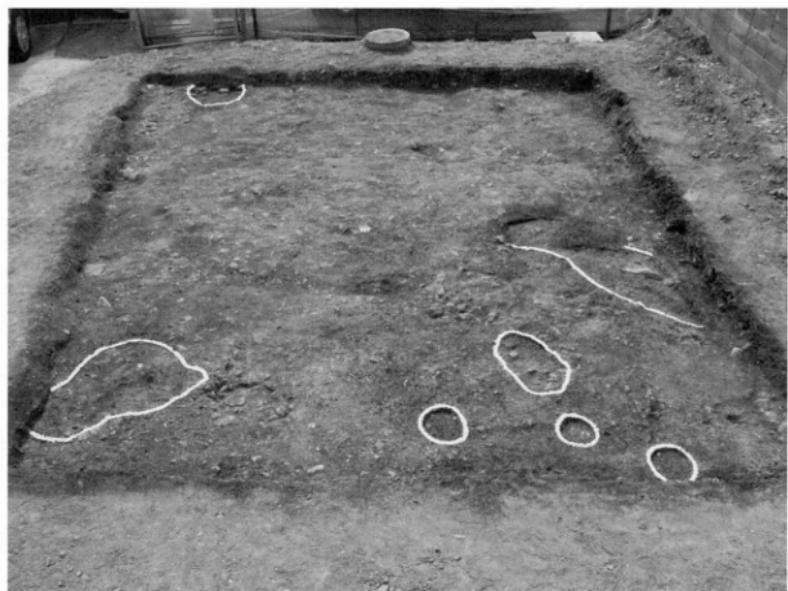


出土遺物(土器・陶器)



出土遺物(埴輪)

図版九 高屋城跡

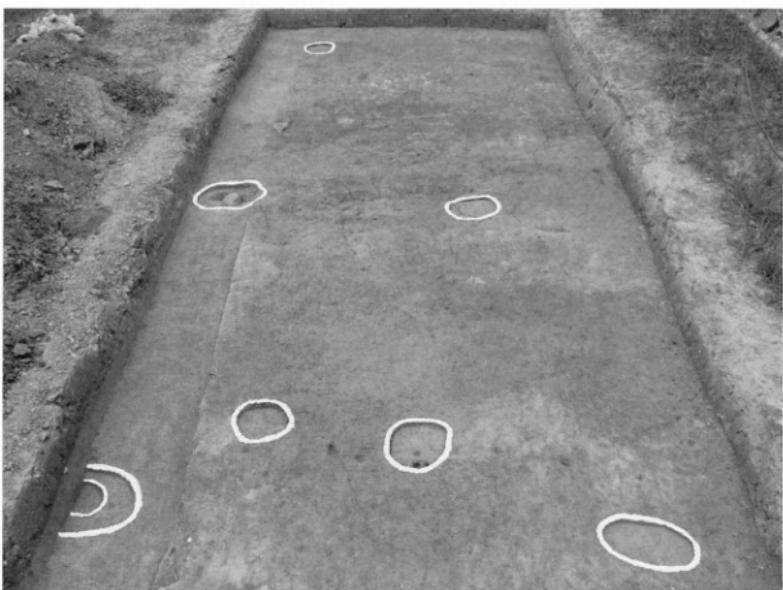


調査区全景(東から)

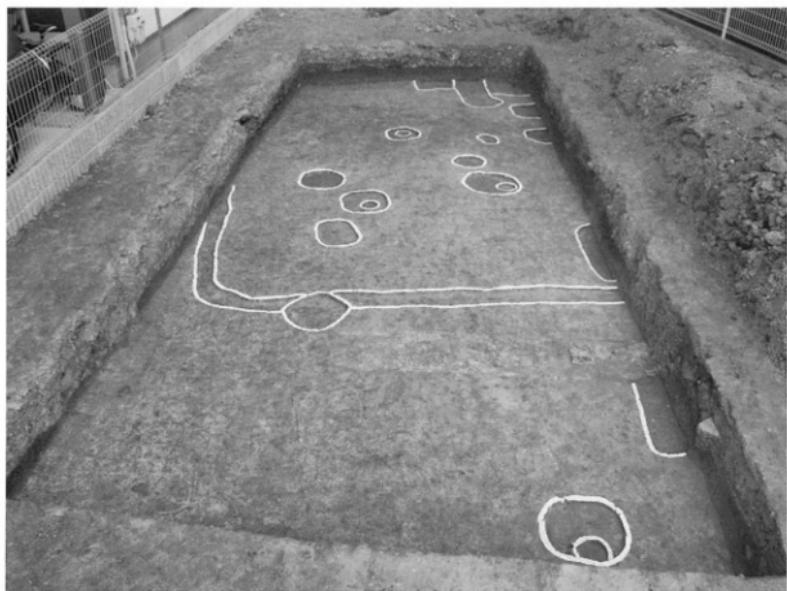


出土遺物

図版十 郡戸東遺跡・恵我之荘遺跡
11-04調査



調査区全景(東から)



調査区全景(南から)

図版十一 恵我之荘遺跡 12
01 調査



調査区全景(東から)



土層

図版十二 古市遺跡・西琳寺跡

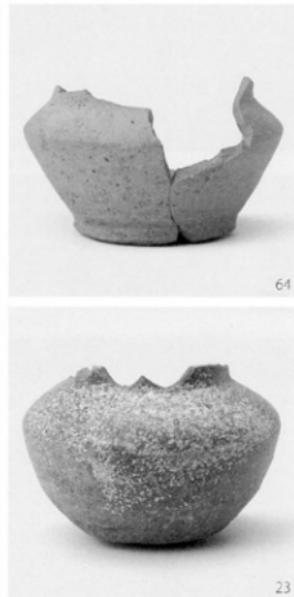


調査区全景(東から)



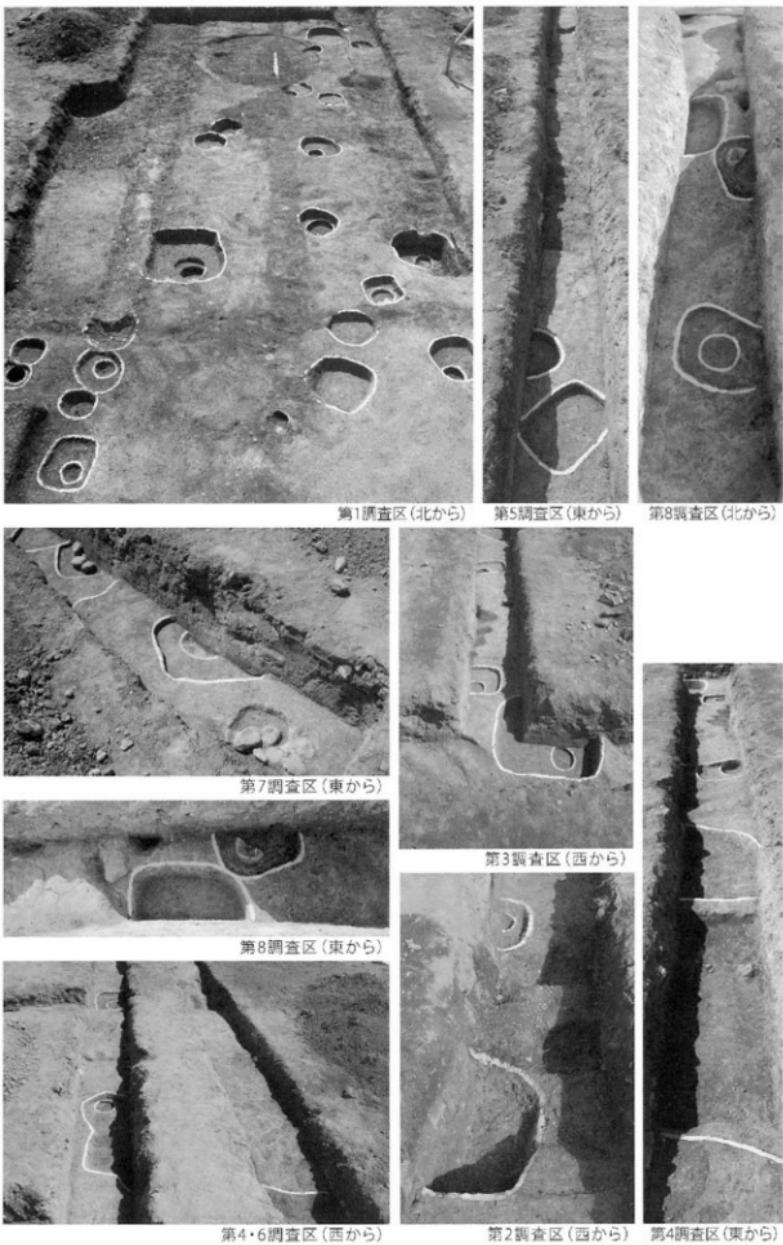
小穴1 土器凸土状況(南から)

図版十三 古市遺跡・西琳寺跡 出土遺物



製塙土器・ふいご羽口

図版十四 誉田白鳥遺跡



第1調査区(北から)

第5調査区(東から)

第8調査区(北から)

第7調査区(東から)

第3調査区(西から)

第8調査区(東から)

第4・6調査区(西から)

第2調査区(西から)

第4調査区(東から)

圖版十五 誉田白鳥遺跡 出土遺物



図版十六 誉田御廟山古墳

出土遺物



第1トレンチ(北西から)



第1トレンチ深掘部



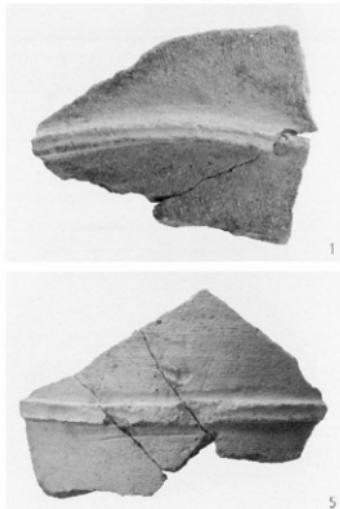
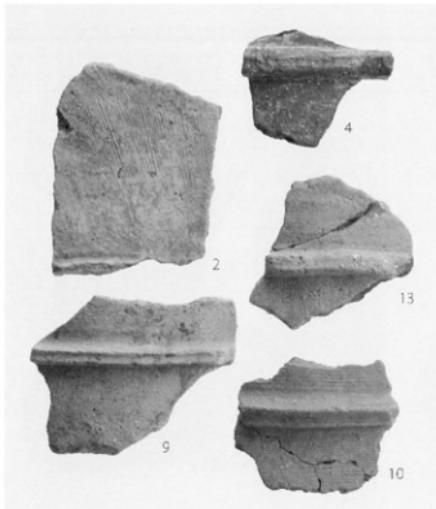
第1トレンチ西端



第2トレンチ(北東から)



第3トレンチ(北東から)



1

5

報 告 書 抄 錄

2013年3月29日
吉市遺跡群 XXXIV
羽曳野市埋蔵文化財調査報告書71
発行 羽曳野市教育委員会
生涯学習室 社会教育課
歴史文化推進室
羽曳野市菅田4丁目1-1
072-958-1111
印刷 近畿印刷センター

